

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成30年 6月26日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時13分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、斉藤副委員長、安斎・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は、人事異動後初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「新・市民プール、総合体育館等の整備検討の取り組みについて」

○（総務）企画政策室池田主幹

平成30年度の新・市民プール、総合体育館等の整備検討の取り組みについて、報告いたします。

これまで、新・市民プールの整備に関しては、庁内の新・市民プール整備検討会議で検討を進めてまいりましたが、昨年12月、現時点の基本的な考え方として、施設形態はプールと総合体育館の複合施設とし、建設場所としては、この複合の規模を想定して、現体育館の位置と花園グラウンドを交換することを念頭に絞り込んだことを報告いたしました。

今年度は、プールや体育館、花園グラウンドの利用団体等との意見交換を行いながら、施設の規模や施設周辺の整備等の検討を行うとともに、これを踏まえた建設費や維持費、その財源等の検討も並行して進め、年内をめどに複合施設の基本的な考え方の整理を目指します。この考え方について、市民からの意見聴取、反映の機会を確保して、基本方針を策定する予定です。

次に、庁内での検討体制につきましては、これまで関係部局による新・市民プール整備検討会議で検討を進めてきましたが、今後、体育館等との複合施設を前提として市民との意見交換等を行い、市としての方針を取りまとめる段階に進むことから、新たに新市民プール・総合体育館等整備検討関係部長会議と、その下部組織として関係次長課長会議を立ち上げ、意思決定過程を明確化し、庁内関係部局との情報共有を図りながら進めることといたしました。

今後の具体的な進め方といたしましては、施設整備に向けた諸課題を整理するため、体育施設の利用団体との意見交換を実施する予定であります。まず、プールと体育館それぞれの規模等を検討するため、高島小学校温水プールと総合体育館の利用団体等と、現在の利用状況や新たな施設を整備する場合の必要な規模等について意見交換を行います。また、現時点の建設予定地として、現体育館の位置と花園グラウンドを交換することを念頭に置いていることから、現在花園グラウンドを利用している野球関連団体に生じる影響を把握し、その代替策等を検討するための意見交換を行ってまいります。

○委員長

「小樽商科大学との人口減少問題共同研究の進捗状況の報告について」

○（総務）企画政策室木島主幹

小樽商科大学との人口減少問題共同研究の進捗状況について、報告をさせていただきます。

第1回定例会で報告させていただきましたが、3月末時点での統計手法を活用した分析結果についての中間取りまとめとその概要について、先般配付させていただいたところでございます。

また、最終報告書につきましては、今月末までに完成させるよう現在取りまとめを行っている最中であり、来月中には公開できるよう作業を進めているところであります。

○委員長

「国立小樽海上技術学校の存続に向けた小樽市の方策の提示について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

国立小樽海上技術学校の存続に向けた小樽市の方策の提示につきまして、第 1 回定例会以降の経過を含め報告いたします。

本年 3 月に海技教育機構の理事等が来庁し、その際に、国の次年度に向けた概算予算要求の時期であることから、市の方策は 6 月 15 日までに示してほしいということ、平成 32 年度の生徒募集の判断時期は 12 月になること、小樽商業高校は海上技術学校を存続させるための移転先として有力な案となり得ることについてお話がありました。これを受けまして庁内で協議を重ね、小樽市の方策案をまとめ、市議会各会派と小樽商工会議所に御説明の上、方策として固めました。

小樽市の方策としましては、海上技術学校の存続に向けた移転先として 2 点お示しすることとしました。

1 点目は旧小樽市立祝津小学校で、避難所としての機能を継続していただくことを前提に、土地、建物を無償提供し、実習棟の整備費相当額の一部を補助するという方策です。

2 点目は道立小樽商業高校で、今後北海道に対して商業高校の土地、建物を本市に譲渡していただくよう要請を行い、本市が譲り受けることとなった際には、海上技術学校の存続に必要な土地、建物を提供するという方策です。なお、この場合、占用する部分の施設改修費等については使用者が負担することとしておりますが、具体的な提供方法や共有部分の施設改修費等については別途協議させていただくこととしております。

方策としましては、このほか海上技術学校の存続のめどが立った際には、より地域に根差し、愛される学校として P R していくために、本市を挙げて協力させていただくことを盛り込みました。

去る 5 月 25 日に海技教育機構と国土交通省海事局に伺い、この小樽市の方策について提示をしてきたところです。その際、海技教育機構からは書面でしっかりとした提案をしていただきありがたい、真摯に受けとめ、国交省とも協議した上で書面にて回答したいとお話をいただきました。国交省からは、現時点では小樽市の方策に対する方向性をお示しできないが、海技教育機構と協議しながら進めさせていただくとお話をいただいたところです。

○委員長

「第 7 次小樽市総合計画策定にかかわる経過報告について」

○（総務）企画政策室品川主幹

第 7 次小樽市総合計画の策定に係る前定例会以降の経過と今後の予定について、報告いたします。

5 月に基本構想の原案を策定しまして、5 月 14 日に小樽市総合計画審議会に諮問するとともに、各議員へ配付いたしました。また、7 月 2 日までの期間でパブリックコメントを募集しております。

審議会では四つの分科会を設置して審議を始めたところで、8 月に答申を取りまとめる予定としておりますが、その後これらを踏まえて議案とするまでにはなお時間を要すると思われ、議案提出は、予定しておりました第 3 回定例会には間に合わず、第 4 回定例会となることも想定されるところであります。

なお、基本計画につきましては、今後策定作業を始め、基本構想に対する審議会からの答申も踏まえて、年内をめどに基本計画案を策定した後、審議会への諮問とパブリックコメントを行う予定としております。

○委員長

「小樽市自治基本条例第 36 条に基づく条例の見直し要否に係る（仮称）小樽市自治基本条例検討委員会の設置について」

○（総務）企画政策室布主幹

小樽市自治基本条例第 36 条に基づく条例の見直し要否に係る（仮称）小樽市自治基本条例検討委員会の設置につきまして、資料に基づき説明いたします。

初めに、「1 (仮称) 小樽市自治基本条例検討委員会の設置」について、説明いたします。

さきの平成30年第1回定例会の総務常任委員会におきまして、本条例の見直しについて御報告申し上げたところですが、より本条例の趣旨に沿った深い議論による条例見直しの検討を行うため、(仮称) 小樽市自治基本条例検討委員会を設置することといたしました。設置の時期としましては8月から11月、会議の開催回数については4回程度、学識経験者や市民公募等による委員構成を考えております。議論していただく内容としては、条例の取り組み状況の検証や問題点、条例の見直し要否などについて議論し、市へ提言していただきます。現在の進捗としましては、参加していただく方の人選等の委員会の設置準備のほか、条例に基づく取り組み状況の庁内取りまとめなどによる資料の準備などを行っております。

次に、資料2項目めの「2 平成30年度の検討スケジュールの変更」について、説明いたします。

前回報告いたしましたフォーラムの開催につきましては、開催日は7月14日土曜日、場所は小樽市立病院の2階講堂にて開催をいたします。こちらにつきましては、前回の報告と同じスケジュールでございます。次からが変更点ですが、(仮称) 小樽市自治基本条例検討委員会を8月から11月まで設置し、条例の見直し要否について議論していただき、市へ提言していただきます。その提言をもとに条例見直しの要否に係る考え方を整理し、素案を作成いたしまして、パブリックコメントを年明け1月に実施、3月に条例見直し要否につきまして確定し、その結果に基づき次年度以降対応してまいりたいと考えております。

○委員長

「固定資産税・都市計画税の評価がえにおける路線価の再算定について」

○(財政) 資産税課長

このたびの評価がえにおける路線価の再算定について、報告いたします。

まず概要でございますが、平成30年度の固定資産税・都市計画税の評価がえに際し路線価の算定をいたしました。そのうち5公示地から、公示価格をもとにして算定した118本の路線価について、方位による価格差を是正する方位補正の適用が行われず、結果として、その路線価を用いた土地1,566筆の評価額を再算定する必要が生じていることが、ことし4月にいただいた納税者の方からの賦課内容のお問い合わせにより判明したものであります。

今回、方位補正適用に伴う再算定による影響額は、総額で124万7,000円の減額、最大額は7万3,100円、最小額はゼロ円であり、対象となる納税義務者数は、免税点未満の25件を含み1,103件であります。

減額となる税額への対応といたしましては、方位補正を適用した税額の再算定を行い、その税額については7月末が納期限である2期目以降にて調整を行うとともに、説明文書を同封した修正後の納税通知書を去る6月15日に発送したところであります。

今回の発生要因といたしましては、担当者間の引き継ぎや業務委託業者との協議内容の確認が十分でなかったためと考えております。そのため、次回の評価がえに向け、業務委託業者が行う算定諸条件の適用確認を徹底するとともに、担当者間の引き継ぎを綿密に行い、情報共有を一層密にすることで再発防止に取り組んでいきたいと考えております。

なお、路線価を算定する際の方位による補正は、総務省が示しております固定資産税評価基準においては税額算定上の法定必須項目ではございませんが、当市では、土地取引市場の動向も考慮し、前回の評価がえであります27年度から導入しております。

○委員長

「(仮称) 消防署手宮支署統合新築事業について」

○(消防) 総務課長

(仮称) 消防署手宮支署統合新築事業について、報告いたします。

小樽市内の消防署につきましては、平成18年に策定いたしました小樽市消防長期構想に基づき、22年に消防署朝

里出張所の建てかえ、29年に消防署長橋出張所と消防署塩谷出張所を統合した消防署オタモイ支署の建設を行ってきたところですが、このたび計画の最後となります消防署手宮出張所と消防署手宮出張所高島支所を統合新築する（仮称）消防署手宮支署の建設に着手するものであります。

統合新築の理由といたしましては、手宮出張所、高島支所のいずれも昭和45年、47年に建設された建物で老朽化が著しいことや、新耐震基準に適合していないこと、特に高島支所にあつては最大で3メートルの津波浸水想定区域にあることなど、万が一の災害発生時の活用に懸念がありますことから、二つの施設のほぼ中間地点に位置する小樽市総合博物館駐車場の一部を建設候補地として計画を進めていくものであり、現在、その必要な敷地面積について小樽市教育委員会と協議を重ねているところであります。

これにより、消防車両や人員の配置の見直しを進め、この地域における消防力の効率的な運用を図るとともに、災害拠点施設としての活用についても検討してまいります。

また、この庁舎の建設の財源といたしましては、平成32年度で終了が見込まれている緊急防災・減災事業債の活用も予定しております。この起債を活用するためには、当該年度である32年度中に建設工事が完工しなければならないことから、逆算しますと、本年度に基本設計、来年度に実施設計及び地質調査を行う必要があり、必須となります。そのため、手宮出張所管内の町会を対象に7月から住民説明会を開催し、地域住民の意見を聴取した上で、本年第3回定例会に基本設計の予算を提案するとともに、総務常任委員会において住民説明会の状況を報告する予定であります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第4号及び議案第5号並びに報告第4号について」

○（総務）職員課長

初めに、議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について、説明いたします。

この条例案は、高島漁港区における公益通報等への小樽市コンプライアンス委員会の調査結果に係る小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例違反と、ふれあいパス事業に係る小樽市契約規則違反について、市長としての責任をとるため、市長の平成30年7月分改め8月分の給料月額を10分の5減額するものであります。なお、施行期日については、30年7月1日から8月1日に訂正しております。

次に、議案第5号小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、30年3月23日に開催しました小樽市職員福利厚生会の総会において規約等を改正し、同年4月1日付で小樽市消防職員福利厚生会が小樽市職員福利厚生会と統合したことに伴い所要の改正を行うものであります。なお、施行期日は公布の日としております。

最後に、報告第4号小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分報告につきましては、予定しておりました30年6月からの勤勉手当への人事評価結果の反映を断念し、人事評価結果の給与反映等を1年先送りするとともに、所要の改正を行うため、小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を30年5月24日に専決処分して公布し、同日付で執行したものであります。

○委員長

「報告第3号について」

○（財政）市民税課長

報告第3号小樽市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に交付されており、4月1日から施行される関連部分について小樽市税条例の一部を改正し、3月31日に専決処分したものであります。主な改正内容でございますが、法人市民税における内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例規定と固定資

産税及び都市計画税におけるわがまち特例の一部について、参酌率の変更に伴う特例率の変更を行いました。

また、特別土地保有税について、平成30年度から32年度分まで課税の特例措置を更新したほか、引用条項の修正等所要の改正を行っております。

なお、この専決処分に係る事項以外の改正部分につきましては、今定例会の議案第 6 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案として提出しております。

○委員長

「議案第11号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第11号小樽市非核港湾条例案について、提案説明を行います。

非核証明書のない外国艦船の入港は拒否することを求めます。委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案説明いたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は自民党、立憲・市民連合、公明党、共産党、安斎哲也委員の順といたします。

自民党。

○濱本委員

◎国立小樽海上技術学校の存続について

ただいま報告を聞いた中で、1点だけ確認をさせてください。

国立小樽海上技術学校の存続について、小樽商業高校の話で、譲渡を北海道に要請するのだということでしたけれども、具体的な手順として何らかのアクションを北海道に対してもう既に行っているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

方策を示すに先立ちまして、5月18日に北海道総合政策部の港湾担当部署に伺って、これまでの経緯について御説明をさせていただきました上で、協力を要請いたしました。そちらの港湾担当部署からは、存続への思いは北海道としても同じとのお話をいただきまして、今後は適宜相談させていただくということをお伝えしたものです。

それと同日に、北海道教育庁施設課に伺いまして、本市の状況についてお伝えをしたところです。そちらの担当者からは、高校閉校後の利活用については、まずは北海道で使うかどうか、使わない場合に市町村や国に照会するというような原則的なお話をいただいたところです。

○濱本委員

最初に行ったところの部署の担当した人の役職は、どの程度の階級だったのですか。

それともう一つ、施設課は同じようにどの程度の職位の人だったのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まず、港湾担当部署の方の役職なのですが、そちらは、港湾担当課長という課長職の方とその部下の方の主幹の2名で対応いただきました。

それと教育庁施設課ですが、そちらは、担当されている主幹の方とその部下の主査の方、そちらも2名で対応いただいたところです。

○濱本委員

事前の段階であればその程度でもいいのかもしれませんが、私の記憶に間違いなければ、教育目的財産で、今言ったように、閉校になったときに、北海道教育庁が北海道に対して使うか使わないか、使わないということであれば市町村にという、そういう順番です。それで、ある意味もう少し上のレベルでの折衝が必要なのではないかと思

うのですが、その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

上のレベルでというお話なのですが、今の時点ではまだ市からの方策として2カ所をお示ししたという段階です。もし今後、海技教育機構なり国土交通省から、例えば商業高校を選択するというようなお話を具体的にいただきましたら、今度はもっと上の段階でお話をしていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

話がわかりにくいのですが、いわゆる小樽市内の中学校の統合校として商業高校も挙がっているわけですね。そうしたら、海上技術学校の話がなくなっても商業高校が必要になるということですね。そうすると、海上技術学校のことが決まらないから云々という話にはならないのではないですか。いかがですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

今濱本委員からお話のありました、中央・山手地区の統合中学校として商業高校を使用したいという教育委員会の考えはございますが、今はまだ地域とお話をしている段階でありまして、私どもから正式に北海道なりに要望するには、地域の一定程度の御理解を得てからでないと進めないという形で教育委員会では進めておりますので、現段階で教育委員会としても、北海道教育委員会に施設を使用させてほしいという正式な要望はしていないところでございます。

○濱本委員

結局、二つのテーマというか、二つあるわけですよ。海上技術学校の話と統合校の話と。スケジュールと一緒に合わない足並みがそろわないわけですよ。例えば海上技術学校の話は決まってしまったけれども、統合校の話はまだ決まっていないみたいなことになると、まずいのではないですか。やはりどこかの時点できちんと判断をして足並みをそろえて道教委にお願いする、道にお願いするというのを、めどを立ててやらなければだめなのではないですか。こちらの条件が整わないから言いに行きません、反対側の条件が整わないから言いに行きません、気がついたらもう手おくれですみたいなことにならないのですか。

○（総務）企画政策室長

確かに委員のおっしゃるとおり、足並みをそろえるのがベストだというふうには考えております。ただ、海技教育機構につきましては期限を切られたということがございまして、その期限の中で、小樽市としてどこまで方策として示せるかということで、当然、教育委員会とも協議を進めながら、小樽市の方策としてお示しをしてきたところでは。

今後も、統合中学校との関係もございまして、当然、市長部局と教育委員会でいろいろと協議をしながら、スケジュール的に合わせる事が可能かというのは少しいろいろまだ問題があると思うのですが、協議をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○濱本委員

ぜひ、そういう意味では、こういうことこそトップセールスが必要な場面も多分あるのだと思うのです。教育長自身が道教委へ行ってお願いをしなければならない、市長も行かなければならない、そういう時期が必ず来ると思うのです。それが早い段階で1回は行ってくる、そういうこともやはり作戦としてはと言ったらおかしいですが、相手のあることですから、行動すべき時期が私は早々に来ると思うので、十分配慮して、気がついたら手おくれでした、だめでしたみたいな、商業高校はもらえません、もしくは異常に高い譲渡の内容で手が出ませんとか、そんなことになって、結局は両方ともだめになりましたということでは、これは行政の遂行というか執行の部分では許されないことなので、十分留意して進めてもらいたいと思います。

◎市長の政治姿勢について

それでは、次に市長の政治姿勢ということで、実はきのうの予算特別委員会で市長ののぼり旗がいわゆる法令違

反の疑義があるということで、予算特別委員会がとまっている 6 月 20 日に、市長は 16 時 45 分に本庁を出て、龍宮神社例大祭宵宮祭へ出席したというとてもない話を聞いたわけですがけれども、まず、いわゆる政教分離というのはどういうことなのか、市役所ではどういう捉えをしているのか、その点についてお聞かせください。

○（総務）総務課長

政教分離なのですけれども、ごく簡単に申し上げますと、信教の自由を保障するために、政治と宗教が相互に介入し合うことを禁止するという考え方を指すというふうに考えております。

○濱本委員

それは本当に入り口の話で、では、この政教分離が原因となって、例えば訴訟、住民監査請求、そういうものが結構たくさんあると思うのですが、総務部で把握しているものはありますか。

○（総務）総務課長

政教分離に関する訴訟の中で、リーディング的なものといいますか、模範となる訴訟として、昭和 52 年 7 月 13 日に最高裁判決の津地鎮祭訴訟というものがございます。この訴訟では、政教分離、市の行為が違憲ではないという判断がなされておりました。それから、平成 22 年 7 月 22 日の最高裁判決で、白山比咩神社訴訟というものがあります。これについても行政側が合憲という判断をされたものがあります。

それから、違憲という判断がなされたものとして、平成 9 年 4 月 2 日の最高裁判決で、愛媛県玉串料訴訟というものがございます。これは、公費から玉串料を出したということで、違憲という判決が出ております。それから砂川訴訟というのがあるのですが、これは市が公有地に神社の宗教施設を設置することを許して、無償で使用させているということが問題になった訴訟なのですが、この訴訟では行政側が違憲であるという判断がなされております。

○濱本委員

違憲、合憲の判断はあるのですが、よくよく分析すると、主催者が誰なのかということも一つの大きな要素になっていると思います。例えば住民監査請求の中で、遺族会が戦没者慰霊祭を神道形式でやった、それに行ったときにどうなのという話があって、これは主催者が遺族会なので、これは当たらないという判断もあります。

地鎮祭も、これは実はたしか私の記憶では、お寺の完成のことで、そこのお寺というのは地域の中の伝統的な存在だ、文化の存在だということで、それも合憲という話になった。先ほど言った愛媛の神社のものは、これは玉串料なので全然だめですという話になっています。いろいろなバリエーションがあるので、一概に全てが政教分離に違反するということではないことは重々知っています。

そういう中で、例えばこれは平成 28 年 8 月 10 日の佐倉市に出された監査請求の中で、注目すべき監査委員の見解が書かれています。拝礼や玉串奉奠などの行為をしていないのであるから、佐倉市長の出席が宗教的であると評価される可能性は乏しいという判断をしました。

それで少し確認しますが、市長が宵宮祭へ出て、その出席のときに随行者がいたかどうかわかりませんが、いないのであれば市長しかわかりませんが、本庁を出て龍宮神社に着いてからどういう状況であったのか、説明をお願いします。

○（総務）秘書課長

内容につきましては、事前に宮司の方に確認させていただいておまして、おはらい、儀式、空手の披露、松前神楽の演目、玉串奉納、おみこしの魂移し、宮司の御挨拶、その後に市長の挨拶というスケジュールになっているというふうに伺っております。

○濱本委員

それは聞いただけの話でしょう。現場へ行って一緒に随行していたのですか。随行していないのだったら、市長しか答えられないではないですか。

○市長

今、秘書課長が説明されたとおりでございます。

○濱本委員

それでは確認をします。おはらいの儀式、神道の儀式ですから、祝詞の奏上があったり拝礼があったりするはず
です。市長は挨拶もしたようですが、市長が挨拶をした場所はどこですか。

○市長

その儀式は全て同じく本殿の中で行っています。

○濱本委員

本殿とは普通言いません、社殿の中です。本殿は、社殿の中の真ん中のところを本殿といって、たしか龍宮神社
は本殿しかないというふうに思いますが、社殿というのが基本的には正解だと思いますけれども、社殿の中で御挨拶
をされたと。

当然、拝礼もされた。玉串奉納もされた。社殿の中で御挨拶もされた。先ほど私が読み上げたこれと全く、これ
は、私が読み上げた佐倉市の監査委員の見解は、拝礼や玉串奉奠などの行為をしていないのであるから、佐倉市長
の出席が宗教的であると評価される可能性は乏しいと書いてある。これを逆読みすると、社殿で拝礼をし、玉串奉
奠をしたという行為は宗教的であるというふうに判断せざるを得ないと思うのですが、誰でもいいですけれども、
見解があったらお示ください。

○（総務）総務課長

地元の神社のお祭りに参加して、挨拶をして、そしてそのお祭りの儀式というか作法にのっとって玉串をささげ
たということをもって、これは一般的な儀礼的行為の範囲だというふうに考えております。特にこのときに宗教的
意図を持って行ったものではないということなので、儀礼的な範囲のものであったというふうに考えております。

○濱本委員

儀礼的というのは何が儀礼的なのですか。どこが儀礼的なのですか。間違いなく宗教的ではないですか。

少し質問を変えますけれども、市内にいわゆる神社、それぞれに独立した宗教団体である神社は相当の数があり
ます。私が資料要求した中に書いてあるのは、実は市長は龍宮神社と豊足神社しか行っていないのですよ。きのう
の予算特別委員会での説明では、龍宮神社からは、お越しく下さいという案内が来たから行ったと。では、聞きま
すけれども、豊足神社からは、来て下さいとあったのですか。

○（総務）秘書課長

豊足神社からも市長宛ての御案内をいただいております。それに基づいて出席させていただきました。

○濱本委員

ことしも豊足神社に行っていますけれども、豊足神社でもいわゆる神事から参加していたのですか。拝礼があっ
て、玉串奉奠があって行っているのですか。

○市長

同じでございます。ただ、豊足神社においては私の挨拶はありませんでした。

○濱本委員

小樽市にたくさん神社があって、例大祭があって、この2カ所だけどうして行かなければならないのか。ほかの
神社も行かないと不公平になるのではないですか。一つの大きな固まりで、何とか支店、何とか支店とあるから、
ここここだけ行けばいいのだというならわかりますよ。だけど、みんな独立した宗教法人なのですよ。ここは行
くけれども、ここは行かないというのは変ではないですか。そう思いませんか。

○市長

基本的には、御案内があったときに伺わせていただくことが一つの前提ではないかなというふうに思っておりま

す。私自身も、お祭りの行事等に伺うことももちろんありますけれども、そのような形での例えば御挨拶等も含めて、御案内があったときに基本的には伺わせていただく。ですから、ほかの神社からもそのような御案内等があったときには、もちろん時間が許す限りではありますけれども、検討していくことになるのかと思います。

○濱本委員

御案内があれば行くという話ですけれども、単純にお祭りと言ったのですが、基本的には、正確には、例大祭の中の宵宮祭であったり、本祭だったり、還御祭だったりするわけです。それが一つ一つの独立した神事で、それが総体で例大祭と呼ばれる。単純にお祭りのときにカラオケの大会をやっているから、市長が来て挨拶してくださいよという話とは違うのですよ。今の市長の答弁だとそういうふう聞こえるのですよ。神事に参加するということなのですよ。現実問題、参加したのですよね、改めて確認しますけれども。

○市長

今までも何度か答弁しているかと思いますが、宵宮祭は参加をさせていただいております。

○濱本委員

どうしてそういうはぐらかすような答弁をするのですか。宵宮祭の神事に参加したのですかと、私は神事に参加したのですかと確認しているのですよ。宵宮祭というのは総体の言い方ですよ。宵宮祭における神事に参加したのですかと確認しているのです。

○市長

ですから、中身においては、先ほど秘書課長から答弁させていただいたとおりの流れでございますので、それには参加させていただいております。

○濱本委員

私が質問したことに対して、変な代名詞を使ってあやふやな答弁にするような答弁はやめてもらいたい。私は、神事に参加したのですかと聞いているのだから、宵宮祭の神事に参加しましたと、そういう答弁をしなければだめですよ。何だかわけのわからない答弁をして、はっきりどうして言えないのですか。

（「宵宮祭の神事に参加しましたと言えいいだけでしょ。それとかあれとかどれとかじゃないんですよ」と呼ぶ者あり）

○市長

だから何度も言っておりますけれども、宵宮祭に参加をしております。

（「神事ですか」と呼ぶ者あり）

（「宵宮祭に参加する、宵宮祭の神事に参加してる、違うんですよ。宵宮祭の神事に参加したって秘書課長が言っているんだから、そう答えればいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

いかがですか。濱本委員からは、宵宮祭に含めてそういう流れ、神事に参加したということでよろしいですか。

（発言する者あり）

○濱本委員

私がなぜそこを言うかという、一般的に言うと、宵宮祭というのは、あの夜の晩の全てを宵宮祭というのですよ。私が言っているのは、その宵宮祭の中の神事に市長は明確に参加しているわけですから、出席しているわけですから、宵宮祭の神事に出席したと明確に答弁してくださいよ。

○市長

濱本委員はある神社の祭典委員長とかも務められているでしょうから、そこまでお詳しなされているのかもしれませんが……

（「そんな関係ないって」と呼ぶ者あり）

私自身はそこまでの詳しいところまでは把握はできておりませんので、何度もお話ししておりますけれども、何ですか、社殿の中で行われている宵宮祭の式典においては、私自身は参加をしております。

（「式典じゃない」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

委員長、正確な答弁を促してくださいよ。式典ではないのですよ。宵宮祭のときに本殿で行われる神事ですから。正確に答弁してくださいよ。あれとか、それとか、式典だとかって、きちんとした言葉を使って答弁してくださいよ。

○委員長

市長に申し上げます。正確な答弁をお願いいたします。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですが、濱本委員はそこのことを御存じで、それが神事だというお話はありますが、恐縮ですが、私はそこまで詳しくありませんので、ですから、先ほど来から秘書課長からお話ししているように…

（「何で逃げるの」と呼ぶ者あり）

その内容において説明させていただいて、それに対して、それに参加をしたということで答弁しているところでございます。

（「じゃあそれが神事か神事じゃないか確認してから神事に参加したって言えば……」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

大事なことなのです。神事に参加したか、出席したか否かというのは大事なことです。自分に認識があったかどうかは別ですよ。神事に参加したのでしょうか。したと言いなさいよ。

（「参加したって言わなきゃ。言えればいいだけでしょ」と呼ぶ者あり）

○市長

濱本委員がおっしゃるように、私自身の認識が、どこまでが神事で、どこまでが神事ではないのか、私は、恐縮ですが把握はできておりませんので、何度でも繰り返して恐縮ですが、先ほどから答弁させていただいているように、秘書課長が言ったような流れの中で私は参加をしております。

（「よくそんなので公務で出席したとか何とか言ってますね」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

総務部に確認します。いわゆる宵宮祭に呼ばれて、先ほど、拝礼をしました、玉串奉奠もしました、何をしましたと言っていますけれども、総務部の見解としては、市長は宵宮祭の神事に出席をしたという見解でいいのですか。

○（総務）秘書課長

神事に参加しているということで認識しております。

○濱本委員

一宗教法人のそういう神事に参加をするというのは、非常にデリケートな問題です。市長がどう認識しているかわかりませんが、例えば小樽市立病院を新築するときに地鎮祭をやりました。主催者は工事を請け負った J V ですよ。そこに市長が呼ばれて拝礼をし、玉串奉奠をしても、それは誰も文句言いませんよ。けれども、主催者が一宗教法人のところへ行って、その神事に参加するというのは、やはり政教分離の原則に抵触しているおそれがあると言わざるを得ないのではないですか。それも全部行くのではなくて、ある特定のところだけ行く。それも公用車を使って公務でと言った。公用車を使って、私的に使いましたというのはまだわかる。私的に使ったことあるでしょう、過去に。

（「私的に使っちゃだめだ」と呼ぶ者あり）

まだそれでも私的に私人として行きましたというならまだいい。そうではない。公務で公人として一宗教法人の例大祭の宵宮祭の神事に参加をしたというのは、政教分離の原則に抵触していると思いませんか。思わないと言うかもしれないけれども。

○（総務）総務課長

恐らく日本国憲法第20条第3項に抵触するというお話だと思うのですが、判例で示されている宗教的活動なのですが、判例では、国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つ全ての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進、または圧迫、干渉等になるような行為を言うというふうに判示されております。

今回市長がお祭りに参加して挨拶をして玉串をささげた、この行為をもって、これが特定の宗教に対する援助、助長、促進を招いたかどうか、あるいは他の宗教に対する圧迫ですとか干渉が生じたかどうかというふうに考えますと、そのようにはなっていないというふうに考えております。

○濱本委員

それを言うのなら、全てのところから案内が来たら全てのところに行くのですか。全ての宗教法人から案内が来たら行くのですか、公務で。そういう答えになるのですよ。そんなことはあり得ないではないですか。道内の主要都市の首長が、一宗教法人の例大祭の中での宵宮祭の神事に参加している事例というのはありますか。

（「公務の出席は過去の出席動向を見きわめて判断するって前言ってませんでした」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

事例につきましてはございますが、どこの地区かということを示し上げることはできません。申しわけございません。

○濱本委員

あることは知っていますけれども、そんなにたくさんではない。それと、その地域特性があるので、例えば小樽みたいにこんなにたくさん寺社仏閣があって、それぞれに例大祭みたいなのをやっている町ではないところで行く場合もあるでしょう。なかなかそれは難しいというのはわかりますよ。

きのうの予算特別委員会でも申し上げましたが、過去の中松前市長、山田勝磨元市長は、ほとんど行っていないはずですよ。きょう資料要求したら、過去2年分ぐらいしかないということなので、よくわかりませんが、例えば議会事務局に宗教法人から何らかの招待状が来て、議会事務局議長宛てにですよ、議会事務局が判断するわけですよ。ほとんど行かない。行事そのものには参加しない。行事が終わった後の例えば懇親会みたいなものに参加することはあっても、行事そのものには参加しないというのが、過去に議長たちはしてきたようです、議会事務局の中で。

現実問題、平成29年と30年の龍宮神社の話がありますが、確認しますけれども、市長は記憶力がいいのだから悪いのだからよくわかりませんが、市長が就任したのが27年4月30日ですよ。そうすると、27年6月の龍宮神社には間に合うわけですよ。28年も間に合う。27年と28年も参加したのですか。

○市長

宵宮祭のことにおきましては、多分御案内が来ていないと思いますので、参加はしていなかったというふうには私は思っております。

○濱本委員

そうすると、この2年だけ特に来るようになったということなのです。市長に余り言っても、どうも余り話もかみ合わないし、危機感もないのですよ、市長そのものに。

市長には随行がついていなかったもので、これは市長にお尋ねしなければならないのですが、当日、社殿での神事

が終わった後、市長はどうなされたのですか。

○市長

たしかその後に懇親会というか、直会というか、そのようなものが、会館になるのですか、龍宮神社内の 1 階にあります、その場所で行われましたので、そこへ少しだけ出席をして、たしかその後戻ったと記憶をしています。

○濱本委員

確かに宵宮祭の神事が行われた後は、大体、社務所へ行って直会という、その日の終わりということで慰労会みたいなものがとり行われます。当然慰労会は、私も出たことがありますから、飲食があるわけですよ。市長、飲食はありましたか、その場に。

○市長

食事はあったかと思います。

○濱本委員

市長、やはり軽率ではないですか。市長は御挨拶の中で、いなほ幼稚園の施設計画というか、いなほ幼稚園のことについても言及されたというふうに聞いていますけれども、きのうの予算特別委員会で聞いたのですが、それは間違いないですか。

○市長

予算特別委員会でお話しさせていただいたとおりです。

○濱本委員

いえ、そういう答弁ではなく、きちんとした答弁をしてください。ここの場の答弁をしてください。

○委員長

市長、もう一度お尋ねします。昨日予算特別委員会の中でおっしゃったとおり、その内容をお伝え願いたいと思います。

○市長

いなほ幼稚園のことについても触れております。

○濱本委員

委員長、もう一回市長に注意してもらいたい。答弁に対して、きのう言ったとおりですとか、そういう答弁は議会に対して不誠実、侮辱しているとは思えない。言われたとおりにきちんと答えればいいのですよ。きのう答えたら、そのとおりですと。こんなの誠実ではないですよ。ほかの説明員は、きのうの予算特別委員会で、私はこう答弁しました、そのとおりですなんていう答弁はここでしませんよ。あなただけです。それは何かがあったらもう一回注意してくださいね。

○委員長

はい。

○濱本委員

それで、飲食が提供されていた直会の場所へ行きました。その直会の場所では飲食が提供されていました。小樽市職員倫理条例の定義の中に、この中の職員というのに市長が含まれるかどうか、コンプライアンス推進室、少し説明をしてもらえますか。

○（総務）職員課長

倫理条例上の職員は、定義の中に、一般職に属する職員と、議員を除く特別職に属する職員が含まれる形で定義されていますので、職員の中には市長が含まれるものでございます。

○濱本委員

この倫理条例の中の職員には市長は含まれるのですよ。それで、第 2 条の「(6) 利害関係者」に規定されている

文言と、それからアからカまで書いてあるのですが、あえて聞かせてもらいます。利害関係者のイ、そのところを少し読んでもらえますか。

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

イのところを読み上げます。「補助金等を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っているもの、当該補助金等の交付の申請をしているもの及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかであるもの」。

○濱本委員

ということは、こういう規定が当てはまる人は利害関係者ということですよ。

それで、第3章第11条の禁止行為、(2)には何と書いてありますか。

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

「会食をすること」というふうに記載してございます。

○濱本委員

第11条そのものも読んでください。

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

第11条「職員は、利害関係者との間において、次に掲げる行為（親族関係、個人的な友人関係その他の私的な関係に基づく行為であって職務に関係のないものを除く。）をしてはならない。」、(2)には「会食をすること。」と記載がございます。

○濱本委員

つまり、これは、利害関係者と会食をしてはいけないということですよ。それでは、龍宮神社の宮司は、宮司という立場もありますが、違う立場もあると思いますけれども、どのような立場があるのでしょうか。

○（総務）秘書課長

宮司のほかには、医師と、いなほ幼稚園の園長というふうに伺っております。

○濱本委員

いやいや、いなほ幼稚園の園長は別にいるのだよ、理事長です。いなほ幼稚園は、平成30年第1回定例会の中で、補助金の予算がついているわけですよ。当然、利害関係者なのですよ。立場は違っても、宮司としてそこにいたとしても、学校法人小樽学園の理事長ですよ、補助金を出している団体の理事長です。その人がいる場で飲食の提供があったのですよ、そこで。そこに市長がいたのですよ。これは条例違反ではないのですか。

○市長

今の疑義について、そこに当たるかどうかというのは、現状においてははっきりは申し上げられませんが、おっしゃるように、その場においては宮司としていらっしゃったところでございます。宮司自身は周りの方々に配慮されたりとかはされておりましたので、みずからが飲食に直接携わっていたかどうかということにおいては……

（「そんなこと言ってないんだって」と呼ぶ者あり）

私自身は余りかかわっていらっしゃらなかったように思いますし、また、その飲食の提供においては、お祭りにおける直会として、龍宮神社が用意したというよりも、そこにかかわっている方々が用意されたのではないかと。恐縮ですが、これは確認はできておりませんので、少し何とも言えないところではありますけれども、多くの方々が集まられて……

（「そんな答弁はいらない」と呼ぶ者あり）

自分たちでつくられて提供していただいているというふうに思っておりますので、当事者から何かを受けたという印象で参加はしておりません。

（「神社の例大祭なんだから」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

だめなのですよ。なぜだめかという、市長自身が、龍宮神社の宮司が小樽学園の理事長だということを意識しているから挨拶の中で言ったのでしょう。意識していたのですよ。その意識していた利害関係者と飲食をともにしたのですよ。誰が提供しようが関係ない。飲食をともにしてはだめなのですよ。会食してはいけないと書いてあるではないですか。コンプライアンス推進室、私の判断は間違っていますか。

（「中村岩雄さんは議員だから除かれてるだけだぞ」と呼ぶ者あり）

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

禁止行為の中に「会食をすること。」と書いてございますが、第10条には「市民等の疑惑や不信を招くことのないよう、利害関係者との関係に注意を払い、常に倫理の保持に努めなければならない。」という記載がございますので、今のお話自体だとこの場ではっきり申し上げられませんが、疑惑を招くような行為というのは……、注意を払って常に倫理の保持に努めなければならないという記載がございますので、そのように理解してございます。

（「随分歯切れ悪いんじゃないですか、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

もう時間ですから、これ以上はなかなか難しいと思いますが、きのうも申し上げましたけれども、こういう指摘をされるようでは困るのです。軽率に神事に参加をする、出席をする、軽率に飲食をともにする。ましてもっと悪いのは、市長自身が補助金を交付する相手の宮司という立場のほかに、理事長という立場を意識して挨拶しているのですよ。

（「理事長は知らない」と呼ぶ者あり）

（「いやいや、知らないわけないしょ」と呼ぶ者あり）

そういうことが、あなたに市長の資質がないときのうも申し上げたし、今までも申し上げてきたと。

（「これちゃんと否定しないと、新聞に利害関係者と会食って出ちゃうよ」と呼ぶ者あり）

あなたは、しかるべき時期に次の統一地方選挙の態度を明らかにすると言っていますが、この際ですから、きのうも申し上げたけれども、次回の統一地方選挙には出馬しないのだ、出ないのだと言ったらいかがですか。

○市長

まず、宵宮祭に参加したことにおきましては……

（「そんなこと聞いてないって」と呼ぶ者あり）

今までも総務部から答弁しておりますけれども、それについては、私自身は、法に違反することでもありませんし、問題ないというふうに考えております。また、飲食のことにおきましても、その流れに伴う直会の参加でありますので、今の御指摘は当たらないと考えております。ですので、今そのように、来期の統一地方選挙に出馬するかしないかということにおきましては、今までもお話しさせていただいておりますけれども、現状においては、目の前にある職務に対して全うしているところでございますので、その明言時期も含めてまだ何もお示しができないというところでございます。

（発言する者あり）

○濱本委員

市長、私が言っているのをきちんと聞いてくださいよ。先ほどコンプライアンス推進室が倫理の保持の第10条を言ったのです。第10条が頭にあったら、神事の後直会の会場に入らないで帰りますよ。飲食をともにできませんって。まして利害関係者なのだから、「申しわけありません。お断りします。」と、普通の職員の皆さんだったらそうしませんか。

私がかつてPTAの役員をやっていたときに、東京で会議があって、会議の中には、文部科学省の課長とか

課長補佐が来ていました。全国から集まっていたから、懇親会もついていました。懇親会のときに文部科学省の課長の中の 1 人が挨拶をしなければならないので、ほかの職員の方々もいましたけれども、挨拶が終わった途端に乾杯が始まりますとなったら、みんな帰りました。そのぐらいシビアにやっていました。市長にそんなシビアさなど一つもないではないですか、かけらが。だから、あなたに資質がないと何回も 3 回も申し上げているのですよ。

目の前の仕事に云々と言ったけれども、私は即刻やめろとは言わなかった、今は。不出馬宣言をしたらどうかと言っていたのですよ。それもすぐ話をすりかえる。そういう不誠実な、議会を侮辱するような答弁はもう必要ないので、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎市長発言と市政への影響について

まず、市長発言と市政への影響についてお伺いをします。

これまでの議会議論の中で、森井市長が辻立ちの際に自分の名前を記したのぼり旗を持っていることが公職選挙法に抵触するのではと問題になっておりました。執行機関から独立して選挙を管理するために市内部に設置される機関である小樽市選挙管理委員会は、違法のおそれがあることを事実上認めたにもかかわらず、このたびの一連の市長発言、例えば、「私はそのように解釈をしていない。」「公職選挙法は私の行動を縛るものではない。」「氏名のみなのぼりを掲げて活動するのは自分だけではない。ほかの人もしているのでそれを参考にして行っている。」といった趣旨の市長答弁が繰り返されました。選管は、法に従って説明しているが、市長に御理解していただけないと判断し、市長が理解しないようであれば、法の解釈を繰り返し説明していくことになるとおっしゃっていました。

そこでお聞きしたいのは、のぼり旗がいいのかどうかという話ではありません。昔、私は中学校の教員をしていましたが、生活指導でさまざまな子供に対応をしてきました。服装、髪の毛、アクセサリ等校則に違反する者、これらについて指導すると必ず返ってくるのは、「何で俺だけよ。ほかにもやっているやつはたくさんいるでしょ。そいつら全部にも言えや。全員直ったら俺もやめてやる」というふうに返ってきました。市長も教育大学出身ですからお聞きしたいのですけれども、こうやって言われた場合、何と言ってその生徒に指導をしますか、いかがでしょうか。

○市長

学校における例えという形でお話があったかと思いますが、今の佐々木委員の御説明だけだと、私は設定自体少しずれがあるというふうに認識をしているところでございます。あえて学校の中、クラスの中という形で例えたとするならば、その教室の中では全員是としていた、正しいと思っていた案件において、ある方がそれについて、もしかしたらこれは違反ではないかというふうに気がつかれたときに、まだそのことについて正しいと思っている方々も含めて、ある 1 名に対し、その人 1 人に対して、それは違反だ、それはおかしいのではないかというふうに寄ってたかって伝えられているという印象を持っているところでございます。

その中で、校則の中できちんと明示されていないという案件の中で、私がもし教員だとするならば、そのようなことが起こり得たとするならば、一步引いて全体をまず見渡した中で、その状況がどうしてこのように起きているのかということ、またその原因は何なのかということを改めて確認をし、またそれが校則等にきちんと明示されていないとするならば、他の学校等の校則等を確認し、子供たちにその状況を投げかけ、その校則がこの学校にとっ

てよいのか、もう少し改善したほうがいいのか、そのようなことを提示した上で、最終的に校則を直すのか、何かしらの形をとっていく。

(発言する者あり)

(「大事なあれだと思いますので、発言を続けていただいて」と呼ぶ者あり)

その中で、そのようにクラス全員に投げかけて、全員で考えさせ、その中にそのように正しいという認識を持っていた方々、または周りの方々から突き詰められた方々も含めて、クラス全体としてその問題点について改善を図っていくというふうに私としては考えていけるのかなというふうに思っております。

○佐々木委員

市長、大変な見解で、確かにそういう学校もあります。それでもって校則を自分たちで一から考えて変えていこうと動いた学校も実際にあります。市長、それではその場合、その話し合いには多分 1 年、私の経験では 2 年以上校則を変えるのに時間がかかりました。その間はどうかされますか。その間は、変わるまではピアスも何もつけ放題、いいよ、オーケーというふうに指導されますか。

○市長

子供たちに対しての向かい方というのはいろいろあるかと思うのですが、私自身は、その子がなぜそのように校則違反までするようにしているのか、その理由であつたり、周りの背景、それは例えば教師との関係なのか、または家族との関係なのか、または友人関係なのか、またはそのほかに原因があるのか、そのようなことをその子に対して把握をし、その上で、なぜそのことを行っていたかということをその生徒とじっくり話していくことになるのではないかなというふうに思っております。

○佐々木委員

教育委員会にお尋ねしますが、先ほどのような指導が必要な場合、どのようにお考えになりますか。どういうふうに指導されますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず生徒指導にかかわる対応につきましては、文部科学省の生徒指導提要に基づいて指導しているところですが、問題行動を起こした児童・生徒への指導の狙いは、みずからの行動を反省し、今後の将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるようにすることにあります。

ただいま委員より御質問のありましたルール違反をしているのは自分だけではないと主張する生徒に対しては、「あなたがルールに違反しているのは事実なので、まずあなた自身が正さなければいけません。もちろんほかにルール違反している人も同じように指導していきます。」と言って指導いたします。

○佐々木委員

市長のニュアンスとは少し違うようです。市長は私の質問に答えていないのです。粘り強くバックボーンや何かもやっていくと言うけれども、それまでの間、指導をするまでの間、今市教委の学校教育支援室から答えていただいたことも含めると、その間ですよ。ルールや何かを変える、それからいろいろなことを変えて、それからいろいろな話を聞く、それまでの間はどうかということについてお聞きしましたが、市長からは、そのところは答弁はありませんでした。

さて、こういう例もあります。たばこ、万引き、暴力事件、法律違反、社会ルールに反する、そういうことが行われた場合、指導に対して、私は法やルールの解釈が違う、そうは思わない、だから守らないという生徒は実際どう指導すればいいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいまの質問のように、自分はルールを守らないと主張する生徒に対しては、「あなたはそう思うかもしれませんが、それはあなたが判断することではありません。これから社会に出ていくあなたが困らないように、社会のル

ールに反することがあれば、その行動を正さなければいけません。」と言って生徒に指導いたします。

○佐々木委員

市長、そういうことですよ。実は私の過去の経験上、法律違反のことをしでかした生徒で、ルールの解釈が違うと言って反抗した生徒は 1 人もいませんでした。みんな自分のやったことは悪い、法律とかに照らし合わせれば悪いことだというのはわかっている、けれどもいろいろな事情でやってしまった。先ほど市長がおっしゃったとおりです。やってしまったが、やめられない現実があったということです。

これもまた市長にお聞きしたいのですけれども、今後、小・中学校の生徒指導、生活指導は難しくなるだろうなと思います。なぜなら、これまでの議論をもし聞いている子供たちや保護者がいるのだったら、「小樽のリーダーである市長が同じことを言って許されるのに、何で俺が怒られるのだ。文句あるのだったら、教師が市長に言って、まず市長を謝らせておいで。」、こう言うと思うのですよ。これについて何か、市長はどう思いますか。反論できますか。それともどうやって指導すればいいと思いますか、こういうことを言う生徒が出てきたら。

○市長

今お話しされたこと、今まで私が答弁も含めて行動したことにおいては一致していない印象を持っております。まず、先ほど来からお話ししているように、私もそうですが、議員の皆さんも含めて、今までそれが違反だということではなくて、正しい行為の一つだと思って考え、取り組まれてきていたことではないかと思っております。つまり悪いことだとわかっていて行ってきた人は、私も含めて誰ひとりいらないのではないかと思っております。ところでございます。ですから、そのようなまず観点から、もともと根底として私は解釈が、今のお話にどうしても一致できないところでございます。

また、この議会議論の中で先日も答弁させていただきましたけれども、今後においては新しいのぼりの作成も含めて改善をしていこうというふうにお話をさせていただいておりますので、先ほどの御質問の中でおっしゃっているように、そうは思わない、だから守らないというふうには、私自身は結果的にはお話は、結論としてはそこには至ってはおりません。ですから、それについてお話があった際においては、改善策が見出せる場合においては、そのルールに基づいて改善していくということは私自身も考えているところでございますので、その主張の中で、私が同じことを言って許されるのに何で怒られるのだということに当たらないと思いますので、これについての質問においては答えようがないというところでございます。

○佐々木委員

自分は結果的に 2 日半議会をとめて考えた結果、直したのだからいいだろうということをおっしゃったのだと思うのですけれども、今これを聞いてほかの皆さんがどういうふうに判断されるかだと私は思います。

財政部にお聞きします。先日、市税納入の滞納で財産の差し押さえに赴いた職員が暴行を受ける被害があったと報告がありました。市税徴収等で市民等と直接やりとりをする機会はある例がありますか。

○（財政）納税課長

今回の職員が暴行を受けた事案ですが、滞納者宅に直接臨戸訪問し納税交渉を実施するも、交渉が決裂したため、用意しておりました搜索、ちなみに、搜索というものは徴税吏員の権限で、滞納者宅に立ち入り、金銭やテレビなどの動産を差し押さえ、これを換価するためインターネット購買で売却し、代金を滞納税に充てるものでございます。これに取りかかろうとした際に、滞納者本人と職員が交渉しておりましたところ、突然滞納者から頭突きをされましてけがを負ったため、他の職員が 110 番通報し、駆けつけた小樽警察署員に滞納者が公務執行妨害の現行犯で逮捕されるという事案がございました。

納税課といたしましては、このように滞納者宅の搜索により直接やりとりするほか、主に多いものとしましては電話での納税相談、中には直接窓口においでいただき交渉することもございます。それから、何も連絡もなく郵便物を閉鎖されるなどがある場合には、直接訪問を行い、滞納者宅の玄関などで交渉を行うこともございます。

○佐々木委員

ある意味強い公権力を発してそういうことをするわけですから、直接暴力を受けるというのは極端な例だと思いますけれども、それらの際どんなやりとりがありますか。支払い等ができないことで不満や厳しい言葉を浴びせられることはありますか。また、一般的にそういう例を挙げていただければいいと思いますが。

○（財政）納税課長

多くの滞納者、納税者の方々とは適切に納税交渉をしておりますが、時には大声でどなりつけられたり、「夜 1 人で歩くときは気をつけろ。」などの脅迫的な言葉を浴びせられることもございます。

○佐々木委員

本当に大変なお仕事をされていると思います。例えばこういうふうに言われたらどうでしょう。「払っていないのは私だけではない。ほかの払っていない人もそれなりの理由があるはずだ。その理由を調べて払わない根拠を見つける、それまでは払わない。市長も同じやり方しているのだから、文句あるなら市長に言え。」、こう言われたらどうしますか。

○（財政）納税課長

税金を払う、払わないという納税に関しましては、日本国憲法第30条に記載されております国民の三大義務の一つでありまして、払わない人がいるから払わないという理屈は成り立たず、払わない根拠云々という話にはなりませんので、仮にそのようなことを言われましても、納税課職員といたしましては、趣旨を御理解いただくように努めるとともに、期限内納税が大原則でございまして、場合によっては法にのっとった徴収猶予の話もさせていただき、御理解いただくように努めております。

○佐々木委員

大変御苦勞さまで。そういう人が出てこられると、本当にこの後出てこられると大変だなというふうに考えます。

消防本部にお尋ねします。消防本部は、火災や災害予防のため、危険物施設、防火対象物の予防査察を行っています。その際、市民や事業者と直接接することになるとと思いますが、その際大半は指導に従ってくれると思いますけれども、中にはなかなか納得いただけない場合があるのではないかと考えますが、そういう場合どのように対応されていますか。

○（消防）予防課長

納得していただけない場合につきましては、消防法の条項はもとより、全国の行政実例等を参考に内容を説明した上で、指導事項を文書で通知するとともに、火災予防の必要性、建物の利用者と従業員の安全が担保されるように繰り返し説明しております。

○佐々木委員

「消防法は私の行動を縛るものではない。」と言われた場合も、そのようにされるということでしょうか。

○（消防）予防課長

再三の指導に従っていただけない場合につきましては、最終的には、不利益処分である命令を発して是正していただくことになります。

○佐々木委員

そのように大きな力を発して、そして最後は強制的にもということ、いろいろな事業をされておられる。市民の皆様きちんとやるべきことをやっていただくというふうに行っていると思います。そのトップにいる市長たる人が、法律には縛られない、守らないこともあり得るという意味だと思いますが、そういうことを言うこと、そのこと自体が市民への影響があると考えますけれども、それについてはどのように考えますか。

○市長

私が今まで答弁した意味としては、法律には縛られないということではなくて、法律が私の行動のみを縛るものではないという意味合いで今まで答弁させていただいております。ですから、守らないこともあり得るという考え自体、私は持っておりませんので、その影響について聞かれても答えようがないというところでございます。

（「あの人もやってるんだから同じでしょ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

本当に、今の答弁は非常に残念な答弁です。

一方、とりわけ市の職員側から見ると、倫理行動規範の法令順守というのが一番の根底にあるということはずっとこの何年間か聞かされてきました。だからこそ先ほどのようないろいろな強制力を持ったこともできるし、やるのだと思います。その根底を私は今回の発言が崩してしまったのではないかというふうに考えますが、それについてはいかがですか。

○市長

私自身の行動をもってその根底を崩すということには至っていないと私自身は思っております。ただし、やはりこのように議会等の中で、例えば取り組み等において疑義が生じたりとか、何かの指摘があった場合においては、その疑義について市として改めて確認をし、ただしていくことが重要だというふうに思っておりますので、それがしっかり行われていくことになれば、その信頼というものはしっかりと持続、続けていくことができるというふうに思っております。

○佐々木委員

職員の皆さん、これから市民から疑義が示された場合には、その疑義をまずしっかりいただきなくてはなりません。そのためにいくらか時間がかかるかもしれませんが、それをきちんとただした上で職務を遂行するということになるのだそうです。御苦労さまです。

（「大変だ」と呼ぶ者あり）

市民から見ると、法を根拠に市民から税金を集める、一定の競争力を働かせる、それは市職員が公正公平に厳密に同じ根拠、法令という根拠に基づいて行われていると信じているからこそ、市民は黙って言うことを聞いてお金を払ってくれるし、いろいろな言うことを聞いてくれるのだと思いますよ。

一方、職員からしてみると、ルールや法に従って業務を遂行していると思うから、市民の皆さんと多少あつれきがあっても耐えられるし、頭突きをもらっても、きっといろいろなことがあっても耐えているのだと思いますけれども、そして、その法令を根拠に説得もできるのだと思うのです。しかし、市長は、その根拠を揺るがしてしまいました。市民にとっても、職員にとっても、非常に大きな影響があると思います。

市長は、ないとおっしゃっていますが、私は、このことについての責任をきちんととらなければならないというふうに考えますけれども、市長はいかがですか。

○市長

この質問の関係においては、当初ののぼりのお話からスタートしているかと思っておりますので、その案件における疑義からこのような質問になったのではないかなというふうに思っております。

この件におきましては、きょうに限らず今までののぼりについての御質問をいただいた中で、私からもお示しさせていただいておりますが、違反とまでは言えないというふうな認識を持っているところでございます。ですから、佐々木委員がおっしゃるような、根底を覆した、崩れたというところに至ったというふうには認識をしておりません。

しかしながら、今までの予算特別委員会とかも含めて御指摘等がありましたので、それを踏まえて私自身も改善を図っていこうというふうに考えておりますので、佐々木委員のおっしゃっている根底ということにおいては、私

自身は崩れていないというふうに思っておりますので、先ほどお話ししたように、疑義が生じた場合においては、改善を図ってしっかり対応していくことによって信頼を得ていくことが重要ではないかというふうに思っております。

○委員長

市長、もう 1 点、市民に影響はないのかというのは御答弁なさいますか、しませんか。

○市長

ですから、佐々木委員は、根底が崩れたということで市民に影響があるのではないかというお話でありますので、私は、そこまで至っていないと思っておりますので、そういう影響には至っていないと思います。

○佐々木委員

そういうふうに最終的に直したからいいでしょうという話なのだと思うのですが、最後にこの件で言わせていただきますが、市長はこの大事な影響のあるべきことに、自分個人の思いを、利益を優先するのか、それとも自分がリーダーとして、市役所とか小樽市のチーム全体の影響に思いを至らせて、そちらを優先するのか、これについて市長は一定の判断をしてしまったのですよ。自分の利益、旗を上げたほうが自分は選挙で次勝てるのではないかというような、そちらを優先して答弁してしまったこと自体、全て皆さんがお聞きになって、ああ、そういう人なのだなという判断を今度はすることになるだろうというふうに私は思います。

やはりその意味でも、リーダーとしての行動が今回とれなかった市長の資質については、厳しく問われることになるというふうに思います。

◎教職員の多忙化解消について

二つ目の質問に入ります。教職員の多忙化解消についてお聞きします。

北海道教育委員会から、学校における働き方改革北海道アクション・プランというものが出されました。その目標や概要について御説明をお願いします。

○（教育）教育総務課長

北海道から出されました北海道アクション・プランでございますけれども、これにつきましては、学校教職員の多忙化が国レベルあるいは北海道の調査でも浮き彫りになりまして、教職員の過重労働の実態、これを何とかしなければならぬということで、北海道においては、教員が子供と向き合う時間を確保するための取り組みということでアクション・プランを示したところでございまして、各市町村については、このアクション・プランをもとに、それぞれで取り組みをしてくださいというような促しをしたものでございます。

○佐々木委員

そういうアクション・プランですけれども、本市教職員の勤務実態について、どのように把握をされているか述べてください。

○（教育）教育総務課長

小樽市独自の勤務実態の調査というのはしておりませんが、文部科学省あるいは北海道からの調査がございまして、これは抽出調査になっておりますけれども、内容としては、全国あるいは北海道の実態とそう変わりはないものだというふうに押さえております。

○佐々木委員

これを受けて、道からこういうものが出た段階で、本市の学校における働き方改革の具体的な内容というのはどうなっていますか。また、いつごろから始められるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

北海道からのアクション・プランを受けまして、本市におきましても、現在、行動計画というものを策定している最中でございまして、今月末にでも教育委員会にお示しをして、御意見をいただこうというところでございます。

内容としましては、アクション・プラン、これをベースにしまして、例えば部活動にかかる負担の軽減ですとか、夏季長期休業中における学校閉庁日の設定ですとか、そういったものを行動計画として位置づけていきたいと思っております。

実施時期としましては、夏季休業中の閉庁日の関係もありますので、7 月に入ってからなるべく早い時期にお示ししたいというふうに考えております。

○佐々木委員

そういうものを進めていっていただくわけですが、当然、中を見ますと、保護者や地域の方々の御理解をいただきながら働き方改革を着実に進めるとあるようですけれども、保護者や地域の方に理解を求める方法というのはどのようなになっているのでしょうか。また、本市での実施の状況、反響についてあったらお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

保護者や地域の方の理解の深め方ということでございますが、保護者宛での通知については、市教委から通知をして、保護者に対して理解を深めていきたいと思っておりますし、部活動休業日については、ある程度既に学校においても取り組んでいただいているところでございますけれども、現在のところ、小樽市教育委員会に対して特に御意見というのはいただいております。

○佐々木委員

この問題については、いろいろな方策もあるのでしょうかけれども、根本的には本当に教員 1 人当たりの仕事量を減らさないとなかなか解決できるものではありません。そういうこともぜひ対策をお願いしたいですし、中学校の部活動が随分オーバーワークにクローズアップされるのですが、実は中学校だけではなくて、最近、小学校でも遅くまで仕事というようなオーバーワークの状態があります。そういうところもぜひ対策ができるような対応をお願いしたいと思います。

それで、こういうオーバーワークの一つの原因になっていることなのですが、給特法という法律があります。詳しく言うと、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というのですけれども、まずこの法律がどんな法律なのか説明をお願いします。

○（教育）教育総務課長

給特法の法律でございますが、これについては、戦後の公務員給与制度改革によりまして、教員給与については一般の公務員よりも有利に切りかえられたということがございましたけれども、そういった中で、教員に対して超過勤務手当は支給されないということになりました。

しかしながら、その後の毎年の給与改定の結果、教員給与の優位性は失われまして、さらに超過勤務を命じないとの指示にもかかわらず超過勤務が行われているという実態が多くなり、時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起されまして、いわゆる超勤問題として大きな社会問題となったところでございます。

このような状況を踏まえまして、当時の文部省は、教育界の混乱を終止するとともに教員の勤務状況を把握するため、昭和 41 年度に全国的な勤務状況調査を実施しました。その調査結果を踏まえて、義務教育諸学校等の教員について、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給するという制度を設けて、超過勤務手当を支給しないこととする特別措置法が制定されました。これが給特法でございます。

○佐々木委員

その給特法が戦後ずっと続けられてきた中で、果たしてきた役割というのはどうなっていますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

教職員の待遇改善のために一定程度の効果は出されてきたのかなというふうには思っております。

○佐々木委員

先ほど、実態と少し離れてきているというお話もありましたけれども、本当に教育現場においては全くこの実態

に見合っていないことが多数出てきました。時間外勤務は原則として命じないというような中身がこの中に載っているのですが、実際には自発的に教師方がみんな遅くまで残って仕事をしているわけですね。

それから、先ほど教職調整額を 4%つけるから、時間外勤務手当は払わないよということになったのですが、4%の根拠は何だというと、制定時のあれでいうと、文部省の調査で、週 2～3 時間程度そのころは超勤だった。それから割り出せば 4%と出てきたのだけれども、今 7 割以上の教員が月 80 時間以上の過労死ラインを超えているというような超勤状態にあるということであれば、4%というのは、今のアルバイトの時給に合わせても実態に見合わないというふうに思わざるを得ません。私はそういうふうに思っているのですけれども、市教委としては、この給特法の認識についてどのように思われているかお示してください。

○（教育）教育総務課長

給特法が制定された当時と現在では教員の勤務実態が変化してきておりまして、厳しい労働環境にあると理解しております。市教委としても、教員の多忙化解消のために、現在、働き方改革を進めていきたいと考えております。いずれにしても、これにつきましては、国において議論すべき問題であると考えております。

○佐々木委員

最後の最後で国に話を持っていていただいて、少し困惑しておりますけれども、いずれにせよ、道や国にしっかりと働きかけ等も行っていて、この問題についての解決を目指していただきたいというふうに思います。

◎小樽市総合戦略について

総合戦略について伺います。

小樽市総合戦略の計画期間は 2015 年から 2019 年ということで、昨年戦略の見直し、修正、改善等が行われたようだけれども、本市における次期総合計画と総合戦略はどこが違うのかお伺いをします。両者とも人口減少対策がメインになっているようだけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず総合計画でございますが、こちらは市政運営全般についての指針でありまして、分野別の施策体系を基本とするもので、第 7 次小樽市総合計画におきましては、基本構想の原案の中で人口対策を最重要課題と位置づけておりますけれども、それ以外の基本的な行政サービスの分野も計画に含めておりまして、総合戦略よりも範囲が広いものとなっております。一方、総合戦略は人口対策に資する施策、これを分野横断的にパッケージングしたものでありまして、分野としては幅広いのですけれども、人口という課題解決型の具体性の高い計画であるという形になっております。よって、両者は性格、範囲、施策の体系、こういったものが異なっております。

○佐々木委員

今、体系が異なっている部分があるということでしたが、次期総合計画では、重なる時期というのは短いのですけれども、どのようにこの二つの戦略と計画の整合性をとっていくのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、第 7 次小樽市総合計画は市政の最上位計画という位置づけでして、他の計画はこれと整合を図るということになっておりますので、次の総合戦略は、総合計画の人口減少と少子高齢化への対応に示す方針に基づいて、人口対策を推進していく個別計画という位置づけになります。

なお、重なる期間ということで、平成 31 年度は今の総合戦略と第 7 次の総合計画が重なることになってしまいますけれども、総合計画と総合戦略は施策体系などは異なるものの、これは住みよいまちづくりをしていこうということで、基本的な目指すところは同じでありますので、第 7 次小樽市総合計画も同じでありまして、また、第 7 次小樽市総合計画の人口対策の部分、こちらは今の総合戦略も踏まえて策定していくという考えであります。

このような整合がまず図られるであろうということが前提なのですけれども、仮に次期総合計画の策定によって今の総合戦略とそごを生じた場合、こちらは総合戦略の改訂によって整合を図るという考え方になります。

○佐々木委員

総合戦略について、あと残り 2 年弱ということになりますが、この進捗状況はどのようなことになっているのかお示しいただきたいのですけれども、幸福度、K P I 達成度について、途中経過として市はどのように押さえているのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

総合戦略が残り 2 年弱ということで進捗状況ということなのですが、幸福度、K P I のお話もございましたが、こちらの中身につきましては、5 年に 1 度の調査で実態調査する部分というのもございまして、そういった意味で途中経過というのを図るのが現状難しくなっているところでございます。

ただ、総合戦略の中で進捗状況を把握するという中におきましては、四つの施策パッケージ、こちらにひもづけされている施策 K P I がございますので、そちらにつきましては、毎年度実績を押さえて進捗管理はしているところでございます。

○佐々木委員

であれば、施策 K P I で押さえているということですので、どのように示されているのか、大まかでもいいので、今の段階での部分を示していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室木島主幹

施策 K P I の推移の関係でございますが、平成 29 年度の実績については現在集計中でございますので、28 年度までの実績で把握できている状況でお話をさせていただこうと思うのですが、集計対象となっている K P I ですが、こちらの半数程度が 80 点以上のスコアで目標値に向けて推移しているところでございます。これは、その年度の目標値の 8 割以上を達成しているというようところでございます。ただ、全体の平均のスコアといたしましては、目標の半分程度の達成度ということになっておりますけれども、27 年度、28 年度に向けましても若干ふえているという状況になってございます。

○佐々木委員

そういうふうに具体的に数字で出てきているということがわかりました。そこでお聞きしたかったのが、まさに総合戦略は、森井市長が就任してから立てられた計画ですよね。当時市長は、市民幸福度の高いまちというのを盛んにおっしゃっておられた。この戦略にある幸福度 K P I、今の施策でも構いませんが、森井市長の定量的で定性的な実績や評価に、これこそが当たるのではないかと思いますけれども、その点はいかがですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

例えば総合戦略で示される市民幸福度、もしくはその施策 K P I の達成度が森井市政の評価になるのではないかとということでしたが、まず先ほど答弁させていただきましたけれども、幸福度 K P I につきましては調査できていない項目がございますので、現状は難しいかなというふうに思っております。

また、総合戦略の施策 K P I の推移、こちらひとつの指標になるのかなとは思いますが、市政の評価というのは、これ以外の部分も含めて市民の皆様が判断されるものなのかなということで考えております。

○佐々木委員

少しお聞きしますが、これ以外も含めてというのは、この総合戦略というのは、人口減少の対策について、これは最大の戦略ですよと、そして人口減少対策が今最大の目標というか、解決しなければならない課題だというふうにおっしゃっていた。それで、これを進めて市民幸福度は結果として高くなるということをおっしゃっていて、それ以外のものというのは何かあるのですか。

（「総合計画以外の幸福度なんてないでしょ」と呼ぶ者あり）

○（総務）企画政策室木島主幹

これ以外のものも含めて何かあるのかというお話でしたけれども、先ほど総合計画との関係性の中で、全ての部

分で戦略が含まれているものではございませんでして、戦略がある意味人口対策に特化した部分がございますので、それ以外のところということで、これ以外の部分も含めてということでお話しさせていただいたところで、御理解いただけるかなと思います。

(発言する者あり)

○佐々木委員

市民幸福度というのは、一番市長がおっしゃっていたことだし、市民が幸福になるということは、市長が目指すべき最大の課題なのだろうというふうに私は思いますけれどもね。

一般質問でしたか、他人の業績、実績をあたかも自分の手腕であるかのように披露して、ただの施策の羅列にとどまりました。市長は、自分の施策としてこれだけのまちづくりをしますとこの戦略を掲げたはずです。そうであれば、単なる羅列ではなくて、定量的に定性的に示されるとおっしゃっているのだから、この市民幸福度をどこまで向上させたのか。先ほど挙げていただいたような数字をもとにして、きちんと市長の実績を示したほうがいいのではないですか。

○市長

今までも主幹からも答弁させていただきましたけれども、K P I の推移についても一つの指標にはなり得るのかというふうに思っております。ですので、その表現の仕方も含めて、これからそれが具体的に市政の評価の一つとして活用できるかどうかということは検討に値することかなというふうに思っておりますが、先ほど主幹からも答弁さしあげましたが、市政全体の評価というのは、そのみをもって判断されることではないというふうに思っております。

今おっしゃったような公約においても、一つずつどう実現してきたのかということも、一つの市民の皆様から見る姿勢に対しての評価でもあるというふうに思っておりますし、またそこで全てが網羅されていない部分も含めて、市民の皆様は市政に対して評価されるというふうに思っております。

ですので、その示し方も含めて、今までも公約がどれぐらい例えば実現したのかということにおいては、時期を見てお示ししたいというお話もさせていただきましたけれども、それらも含めて、市政に対しての評価の定性的、定量的な指標も含めてどのような表現ができるのかということは、今後においても考えていきたいなというふうに思います。

○佐々木委員

考えられるということですので、ぜひそのときに、施策K P I にいろいろな例を挙げています。市長がおっしゃっていたように、確かにこの中にはL E Dのライトのあれなども載っているのです。それも入れて私は構わないと思うのですが、ただ、その際、除雪の依頼件数のことや、借上住宅の新規事業、そういうものについても載っております。そういうことも包み隠さずきちんと市民の前に出していただきたいというふうにお願いをして、質問を終わります。

(「除雪件数なんて達成してる数字載せてんだから意味ないしょ」と呼ぶ者あり)

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時57分

再開 午後 3 時19分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
公明党に移します。

○斉藤委員

◎公務としての辻立ちについて

今までもいろいろございましたけれども、私も少し公務としての辻立ちに関して伺いたいと思います。

森井さんは、いわゆる辻立ちというのは、これまでの答弁で政務に近い公務という答弁をされていますけれども、その認識は今もそれでよいのか。

○市長

はい、認識としては変わっているわけではございません。

○斉藤委員

それでは、のぼり旗を新調されるというような答弁もあったのですが、のぼり旗の製作というのは誰の費用で製作をされたのか。

○市長

基本的には実費で行っているところでございます。

（「実費、意味わからないな」と呼ぶ者あり）

（「実費って何」と呼ぶ者あり）

何か表現が悪かったようで、私自身がつくるときは私自身がつくって取り組む場合がございます。また、今までつくった中では……。ごめんなさい、少し思い出せないのも、不正確な答弁になりかねないので、失礼いたしました。これで控えさせていただきます。

○委員長

御自分でつくったと。

○市長

はい。

○斉藤委員

自費あるいはその他の費用ということだと思うのですが、少なくとも小樽市の費用を使って森井秀明個人ののぼり旗を製作するということはありませんでしたね。

○市長

今まで公費を使つてのぼりをつくったことはございません。

○斉藤委員

それからもう 1 点ですけれども、のぼり旗を立てての街頭活動、これに公用車を使って移動をするというのがあったかどうか。それから、のぼり旗を市の職員が手伝って持って街頭活動を行うということがあったかどうか。

○市長

それについては、今までもお聞きになられて答弁したことがあったかと思いますが、それは政治活動に近い活動だと考えておりますので、公費にかかわるようなものは基本的には使っておりません。ですから、今お話のあった公用車であったりとか、また市役所職員が同行してのぼりを持つということは、一度も行ったことはございません。

○斉藤委員

逆に聞きますけれども、政務に近いにしても、公務だという認識があれば、市の費用を使ってのぼり旗をつくる、

あるいは市の職員に手伝ってもらってのぼり旗を持ってもらって街頭活動をする、それは適法ということになるのではないですか。

（「公務って言わなきゃいいだけだ」と呼ぶ者あり）

○市長

そのことにおいて、この場においては断言することは難しいというふうには思っておりますけれども、例えば外でどこかで多くの方々がお集まりになられるような場所において、市政における報告会というものを公として、市として市役所の中でオーソライズ、共通認識を持って、そういう方向で市民の皆様に市政の報告をしましよとか、市民の意見を拾いましょうということがあった場合においては、何かしらそういうことが起こり得るのかというふうには思いますが、ただ、それは今お話ししている市長公務の中における政治活動という位置づけよりも、市の本当に公としての公務として、ともに市役所職員が行動していく中に市長も含めて意見を聞く、そのようなことがあったとするならば、それが違法か違反ではないかということも正直明言はできませんが、そういうふうな段取り方をした場合においては起こり得ることもあるのかなと、少し想像で恐縮ですが、答弁とさせていただきます。

○斉藤委員

何かすごい複雑なことをおっしゃって、特殊なケースを想定されたみたいなのですが、私は別にそんな特殊なケースを聞いているわけではなくて、今、公務の中の政治活動とか変わったことをおっしゃったのですけれども、要は、もし今言ったこと、要するに公費を使つてののぼり旗の製作、それから公務員である職員を使つての街頭活動を行えないのだと考えているとしたら、公務ではないのではないですか。

○市長

今までも大阪の事例等を含めて御提示をしてお話させていただいておりますが、そのあたりにおける線引きのやはり難しさがあって、その例えとして書面等がわかりやすいということも含めてお伝えをさせていただいたところでございます。ですから、今のお話も含めて、どこにその線引きがなされるのかということによって違ってくるのかなというふうに思いますので、現状においては、今のお話に対して断言はできないところでございます。

○斉藤委員

余りこれで突っ込みませんけれども、少なくともれっきとした公務とは言えないのだと。公務だとしても、少しおかしな公務だと、疑問が残る公務だということが言えるのではないかというふうに思います。

◎陳情第24号中村善策美術館（仮称）の設立方について

それで、本来の質問に戻りますが、まず、中村善策氏の記念ホールというか、陳情も出ているわけですが、これについて伺いたいと思います。

まず、中村善策記念ホールの開設の経緯について、概略をお示しいただきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

中村善策記念ホールの開設経緯についてでございますが、昭和41年に、中村善策氏から生前10点の代表作が小樽市に寄贈され、市民会館の一角に展示しておりました。その後、小樽に美術館をつくっていただきたいという市民の声が上がるようになり、小樽中央ライオンズクラブの方が中心となって小樽美術館設立期成会を設立し、当初の目的としては、中村善策記念館をつくりたいというのが期成会の第1目標でした。

当時の会長が熱心に資金を集め、作品収集活動を行い、昭和54年に市立小樽美術館が誕生しました。その後も、中村家と作品寄贈の交渉を続け、昭和63年に1階部分を改修して、独立した中村善策記念ホールを併設することになりました。

○斉藤委員

中村善策画伯といえ、日本芸術院賞もいただいているという、それこそそれっきとした日本を代表する風景画家

と言っていいと思うのですが、その中村善策氏の関係の現在の市立小樽美術館における所蔵点数について、油彩、水彩、デッサン、自筆文書資料等があると思うのですが、およその総数と、できれば内訳をお示しいただきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

作品の収蔵数につきましては全点数302点で、こちらの内訳についてでございますが、油彩97点、日本画5点、水彩画29点、デッサン170点、びょうぶ画1点となっております。関係資料につきましては明確な数がはっきりとはしていないのですけれども、100点程度と思われます。

○斉藤委員

それで、それらの所蔵の状態といいますか、現在展示されている作品数と、できれば全体の中での割合とかもわかればいいのですが、あと展示可能な作品数、今実際に展示されていなくても展示可能だという作品数、それから、修復を要するとか、保存状態等で展示が難しいと言われるようなものの点数がわかれば、お示しいただきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

現在、常設展の中村善策記念ホールにおいては、23点程度を展示しております。そして、北網圏北見文化センターで7月14日から開催される中村善策展のため94点を現在貸し出しております。

修復を要する作品は、今1点修復に出しております。中村善策作品は優先的に修復しているため、展示不可の劣悪な状態の作品は現在ございません。ですが、定期的に剥離や亀裂のコンディションをチェックし、その都度修復する必要は出てきます。

○斉藤委員

陳情が出ていると先ほど言ったのですけれども、陳情者は、新たに建設ということが難しければ、既存の歴史的建造物等で作品を一堂に展示できないか検討してほしいということのようなのですが、これについての美術館としての見解をお示しいただきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

既存の歴史的建造物で開設できないかという美術館の見解なののですけれども、絵画の展示については、壁面を要し、照度や温湿度を一定に保つ必要があることから、既存の歴史的建造物の構造では改修が必要になり、同様に収蔵場所についても、保管に適した温湿度を保てる場所が必要になること、また、独立館を設立した際には、中村善策を専門に調査研究する学芸員の配置も必要になり、多大な経費が見込まれ、開設は厳しい状況と考えます。

○斉藤委員

いろいろ問題があると思うのですが、既存建物ということでは、現状も同じ既存建物ですし、単独の記念美術館というようなことでは、前にも討論で触れたのですが、単独の記念美術館みたいな形になると展示可能作品点数が不足しているということが最大の課題ではないかと。収蔵作品をまずふやす、もっとふえるということでないで単独美術館として成立しないということだと思うのですが、それについての考え方と、逆に、何点ぐらいまで作品数が確保されれば単独美術館というか、記念館のような形がとれるのか、その辺を少し伺いたいと思います。

○（教育）美術館副館長

個人記念美術館に明確な規模の基準はないため、大小さまざまな美術館がありますが、例えば美術館の展示室、1階と2階を合わせた面積が大体300平方メートルなののですけれども、こちらで油彩を中心とした展示にすると、展示がえを行うほどの点数は所有しておりません。一年中全ての作品を展示したままの状態でおくことは絵の劣化が進むことになります。美術館として成立させるには、少なくとも油彩を現在の倍の200点程度確保することが必要かと考えます。

○齊藤委員

結論から言って、そのぐらいのレベルまで点数がふえてこない、なかなか建物云々という問題以前に難しいということではないかというふうに判断しました。

◎人事異動について

人事異動の関係で伺いますが、問題点として、降任希望が多いということがあります。理由は個々にいろいろあるのでしようけれども、今後の対応ということで代表質問で伺ったのですが、職員一人一人が職務を全うできるような状況に応じた配慮をしてみたいという答弁だったのですが、具体的にどういうことをおっしゃっているのか、説明いただきたい。

○（総務）職員課長

前提としまして、それぞれの職場内でコミュニケーションを図るなど風通しのよい職場を構築している中で、降任希望が出ないような職場づくりというものが必要だと考えているのですけれども、それでも降任希望が出たということになりましたら、まず本人の話をよく聞きまして、例えば降任ではなくて配置がえということで現状の職を保つことができないかどうか、そういった配慮を考えているところでございます。

○齊藤委員

むしろ人事管理の基本というか、できるだけいわゆる個々の状況に応じた配慮、特殊な配慮をしなくても全体がスムーズに動くというのが、本来の人事管理の基本ではないのかと。今、降任云々といって、そういう特殊な配慮をしなければむしろ立ち行かないということ自体が、基本が崩れてしまっているという問題をさらけ出した状態というか、考え方が逆なのではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○（総務）職員課長

人事管理の部分で、まず人事異動という部分においては、職員の個々の能力とか資質等を勘案して、適材適所の観点での配置をしているところであるのですけれども、結果として、さまざまな理由によって降任希望が出るということは、可能性としてはゼロではないというふうに思っておりますので、降任希望が結果として出た場合は、先ほど申し上げた配慮をしてみたいというふうに考えてございます。まずは適正な人事管理を前提とした上で、結果的にそういう場合が出た場合の対応ということでございますので、逆ということではないかというふうに考えてございます。

○齊藤委員

少なくとも本来の姿ではないということだと思うのですが、なぜ本来の姿ではないかと言えば、要するにトップにいる人間がきちんとした、抽象的でもいいからしっかりした理念を打ち出す、抽象的なのは、当然トップの人間が言うことというのは。けれども、それがしっかりした根拠に基づいて万人を納得させるといいますか、そういう理念を打ち出せることが基本なのです。それが出てくれば、あと下にいる人間はそれをどんどん具体化して、現場現場で対応すればいいわけですから、そのトップの意思、トップの理念というものがしっかりしていないと、逆に言うと。それが隅々まで行って、部分部分がぎくしゃくうまくいかない、それこそ降任だとか、そういう話につながっていくという悪循環ではないかというふうに思うのですけれども、この辺はどうでしょうか。

○（総務）職員課長

確かにトップの理念というものが組織を運営していく中では重要だとは思いますが、職員それぞれが職務を遂行するに当たっては、地方公務員法第30条に定めのあるサービスの根本基準ということで、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」というふうにされております。

そういった中で、それぞれの職位にある職員が、それぞれの職務で与えられた職務を全うするという必要がございますので、そういった前提の中でも、残念ながら、体調面だったりとか、そのほかのさまざまな要因の中で、場

合によっては降任希望につながるということがありますけれども、トップの理念が直ちに結果として、降任希望の直接の原因としての影響を及ぼすというふうには考えてございません。

○齊藤委員

直接的ではないけれども、何らかの関係はあるというのは言外に読み取れるような答弁だったのですが、要するに今少し出ましたけれども、第30条の「公共の利益のために」という部分を、一番てっぺんにいて崩れている人がいる限りは難しいのではないかと個人的には思いますが、次に進みます。

異動者の在職期間ということについてもお聞きしたのですが、全体で3年3カ月、管理職では平均2年7カ月、こういうことだったのですが、これは前市長時代といいますか、平成25年当時と比較すると、異動者の在職期間というのはどうなのでしょう。

○（総務）職員課長

済みません、先ほどの答弁の中で私が申し上げたかったのは、例えば市民のために市政を行うという理念の中で、直接降任希望が出た場合に、市民のために働くという部分と直接の原因はないというような意味合いで申し上げたところでございます。

ただいまの御質問につきましては、平成25年度の管理職の異動データから申し上げますと、実はこのデータが代表質問でお答えしました集計方法と少し異なるということで、申しわけないのですが、そのデータからいくと、25年度の平均在職期間は、管理職でいけば2年7カ月という形になります、おおよそです。同じような手法で30年度の管理職の異動における平均在職期間を計算し直しますと、代表質問では約2年7カ月と申したところが、約2年5カ月という形になります。

なお、この手法の違いにつきましては、今25年度ベースで申し上げた手法というのが、係長職から昇任した課長職の在職期間を除いているということが一つと、年度途中の異動で10月前の異動、例えば6月とか8月ということであれば、その年の4月に起算をしている。逆に、10月1日以降の異動だと、翌年度の4月に起算するというところが、端数処理の部分で違いがあるところでございます。

○齊藤委員

平均で2カ月短くなっているということです。管理職で在職期間が例えば2年未満の異動の件数というようなことで、平成25年度と30年度を比較できますか。

○（総務）職員課長

2年未満ということでいくと、例えばまず1年での管理職の異動であれば、平成25年度は、全体で管理職の異動は33件の異動のうち5名ですので、15.2%になります。30年度は、47名の管理職異動で14名ですので、29.8%となります。

また、2年以下というようなことでお話をいたしますと、2年以下での管理職の異動であれば、25年度は、2年での異動が12名で、先ほど1年が5名と申しましたので17名になりますので、割合としては51.5%、30年度では、2年異動が14名で、1年異動も14名なので、28名ということで59.6%という割合になっておりますので、割合としては高くなっております。

○齊藤委員

確かに在職期間が短いというか、2年以下と1年の場合だと倍ぐらいなのです。平成30年度に29.8%と、25年度では15.2%だったものが倍になっている。どちらかという和在職期間が短くて異動をする傾向が強まっているというふうに見られるのですが、在職期間が短いことの弊害についてはどう考えておられますか。

○（総務）職員課長

同じ職場での経験が多ければより業務に精通するということと、また知識が深まるという部分がありますので、実務に携わる係長以下については4年を基本としておりますが、管理職につきましてはもともと総体数が少ないと

ということがありますのと、あと実務という部分よりはやはり組織のマネジメント力というか、そういった部分が求められますので、係長職以下よりも異動サイクルが短くなるのは、ある意味いたし方ない部分があるというふうに考えてございます。

○齊藤委員

実務の部分とは比べられないというか、それはそうでしょうけれども、余りにも短いということは望ましくないのではないかということはあると思うのですが、そこら辺はどうですか。

○（総務）職員課長

もちろん、1年での異動というのは短いという認識でございまして、先ほど係長職以下は4年が基本ということで行くと、管理職はそれより短くなるということであれば、2、3年がある程度標準的な部分であるかと思えますけれども、異動サイクルが短くなってきているという御指摘の部分なのですが、平成29年度の異動と対比いたしますと、先ほど申した方法での集計結果では、29年度では2年以下の異動の割合が66.7%で、30年度の異動が59.6%なので、この比較からすると短い異動がふえているわけではないというふうに考えてございます。

（「いやいや、29が多かっただけでしょう、それ」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

年度によって多少はそういうばらつきはあるのでしょうかけれども、現状、傾向として在職期間が短い異動が近年増加しつつあると、だんだんふえてきているというような認識はありますか。

○（総務）職員課長

管理職の異動において、退職者が多い年はどうしても異動サイクルが短くなるということでございまして、平成30年度の人事異動においては、医療職は除きますけれども、管理職は15人の退職者がおりました。また、29年度においても同じく15名の退職者がいるという中では、異動サイクルとしては、異動規模としても大きくなってきているというふうに思っておりますので、やはりその年の退職者を含めたいろいろな状況の中で、異動サイクルが短くなることはあり得ることだなというふうに思っておりますので、その年々においての状況において、そういったサイクルというのは変わってくるかなというふうに思っております。

○齊藤委員

何かいろいろ理由の部分も答えてしまったような気はするのですが、在職期間が近年どちらかというと短くなる傾向があるというか、短くなりつつあるというのは、どんな理由で起こっているのか。退職者が多かったとか今おっしゃっていましたが、在職期間が短い異動がふえる理由というのはどこにあると思いますか。

○（総務）職員課長

全庁的に総体的に人事異動を行う中で適材適所の観点で行う際に、そういった、退職者のことはもちろんなのですけれども、全体の中の判断としてサイクルが短い場合もあり得るという形でございますので、その年々の人事異動においての状況によって変動するものだというふうに考えてございます。

（「答弁かみ合っていないじゃないですか、それ」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

人事異動を見る人が要は気が短いというか、簡単に動かし過ぎる、そういうことはないのでしょうか。もう少し長い目で見ればその部署で力を発揮できるのに、気短にどんどん動かしてしまう。逆にそれが悪い結果につながるというか、先ほどありましたけれども、実務ではないにしても、余りにも短い期間で異動することによって、事故が起きたり、失敗が起きたり、見落としがあったりとか、そういうことにつながっていくということはありませんか。

○（総務）職員課長

結果として、異動サイクルが短い職員がいたとしても、やはり人事異動が行われた際には、当然、前任者、後任

者の中で引き継ぎをする中で、事故とかそういったものがないようにしていかなければならないというのは、それはどの職員においても共通する部分だと思いますので、日々そういった緊張感というか、そういうものを持ちながら職責を果たす必要があるということでございますので、結果的に短かった場合についても、やはりそれに順応するというか、対応していく必要があるというふうに考えてございます。

（「できるわけないしょ、来たばかりで」と呼ぶ者あり）

○委員長

職員課長に申し上げます。その内容で根本的な原因は何かということで聞いているのですけれども、今の御答弁では少し理解できないと思うので、もう一度御答弁をお願いします。

（「秘書課長をやったと思ったら、次違う課長になって、そんなんでできるわけじゃないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

わかりますか。根本的な原因は何かと聞いているのですよ。

○（総務）職員課長

根本的な原因はですね……

（「市長の人事だって言えばいいですよ」と呼ぶ者あり）

結果として、人事異動が全て業務事故、人事異動によって業務事故につながるというわけではございませんので、そういった人事異動においての結果が業務事故につながるということではないというふうに考えているところでございます。

○委員長

もう一度言いますけれども……

（「課長かわいそうだから、部長答えたほうがいいって」と呼ぶ者あり）

根本的な原因です。今のお答えでかみ合っていると思いますか。全然かみ合っていないですよ。いかがですか。

（「部長、人事にかかわっていないけれども、守ってあげたほうがいいって」と呼ぶ者あり）

委員長としても全然理解できません、お答えは。

（「人事権は市長にあるんだから、市長答えればいいじゃないですか。何だんまり決め込んでるんですか」と呼ぶ者あり）

○（総務）職員課長

そういった業務事故の原因の根本は人事異動にあるというふうには考えてはいないというところで答弁をさせていただいているところであるのですが、それが根本ではないというお話で今委員長からも御指摘をいただいているのですけれども、そのように考えているところでございます。基本的には人事異動は、先ほど申したとおり、適材適所の観点で配置をしているというところの中で、もちろん異動サイクルの短い職員については引き継ぎをしっかりと行うなど、短かった職員の配置についても、基本的には理由があつての配置という形になりますので、そういった面で、人事異動があるなしにかかわらず、業務事故を起こさないように日々の職務に専念するというか、遂行していくということが大事だというふうに思っております。

（発言する者あり）

○委員長

もう一回少し職員課長にお尋ねしますが、全然御答弁にはなっていないのですよ。根本的な原因ではない、職員人事に含めてそれが原因ではないということでもいいのですね。いいですか。斉藤委員に申し上げますけれども、そういう御答弁です。

○斉藤委員

この質問をしている前提というか、代表質問で、市政全般における緩みと士気低下に対する森井市長の、市長と

いうのは括弧がついているのですけれども、その責任ということで伺っている中の 1 項目なのです。

要は、根本は上に立つ人の口では適材適所と言いながら、その見きわめというか、どういう適材適所なのかという見きわめが結局不十分というか、見きわめ切れていないと。引き継ぎするのは当たり前なのですけれども、結果において、いろいろな業務事故が発生するという現実はいくつも隠すことはできないということだと思います。

この項のまとめに入りますけれども、今後の人事異動において、在職期間という部分についてはどの程度が適当なのか、どの程度の在職期間をめどとして人事異動を行うのかというところを伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

先ほども少し申し上げましたけれども、係長職以下については 4 年が基本、場合によっては、30 歳を超えて入庁した職員はより多くの経験をさせるということで、2 年を基本としている場合もありますが、管理職については、総体数が少ないものですから、一概には言えない部分はあるのですけれども、2、3 年が適当であるというふうに考えてございます。

○齊藤委員

それが実現できなければ話にならないのですけれども、4 年ないし 2、3 年ということをはっきり現実に行うためには、どんなことが必要だというふうに考えますか。

○（総務）職員課長

人事異動において、先を見越した、例えば平成 30 年度の人事異動の中で 31 年度を見越した人事異動というのは、なかなか作業的には難しい面があると思いますが、場合によっては、状況に応じては短い異動もあり得るところでございまして、先ほど申した異動サイクルというのをひとつ念頭に入れて作業をする必要があるかなというふうには思っております。

○齊藤委員

次の年、3 年先ぐらいまでは見通した人事というのが通常当たり前ではないのかなというふうには考えます。

◎人事評価の給与反映について

人事評価の給与反映についても伺っておきたいので、評価基準策定の諸課題を整理することなのですが、そもそもどんな課題があったのか、どういう対策が可能なのかという部分でお願いします。

○（総務）職員課長

人事評価の給与反映に当たって、評価基準策定などの諸課題という整理が必要ということでお答えしているところでございますけれども、当然、評価基準策定がありまして、その中でも 3 月末の業績評価を、6 月のみならず 12 月の勤勉手当に反映させるという仕組みと、あと勤勉手当の場合の上位評価者への割り増し分の原資の確保が課題でございます。

というのは、3 月末の業績評価の部分については、本市の場合、業績評価を年 1 回行う形にしておりますので、勤勉手当は年 2 回 6 月と 12 月に支給されます。業績評価は 3 月末に行うのですが、その 3 月末の業績評価を 6 月の勤勉手当に反映させるというところは問題ないかと思いますが、3 月末の業績評価を引き続き 12 月の勤勉手当に反映させるというふうになると、この間の頑張りというか、努力というか、業績の遂行の部分の反映ができないという部分がありますので、その解決策として今考えている方策としては、中間評価というものを 9 月末の時点で導入できればということで検討しているところでございます。

というのも、人事評価の業績評価、もう一つの能力評価がちょうど 9 月末に行いますので、そのタイミングで現年度の業績評価についても、3 月末の評価結果を 12 月の勤勉手当に反映させるのが適当ではないという職員がいた場合には、そういった中間評価を導入して、反映の仕方としては補正するというか、そういった仕組みの検討をしたいというふうに思っています。

あともう一つの上位評価者の割り増し分の原資の確保なのですが、勤勉手当というのは条例上総額が決まってい

るところでございますので、例えば小樽市の場合 A 評価が標準評価でございますので、例えば S 評価と B 評価が同じ人数であれば、B 評価の割り落とし分を S 評価に割り増しするという手法があるのですが、S 評価と B 評価が絶対評価の中では同じ数にならない場合もありますし、S 評価のほうが多い場合に、ではどうやって原資を生み出すかということで、道内の他都市の事例などでは、もともと今 100 分の 90 で支給しているものを、例えば 100 分の 89 に落として、その落とし分を上位評価者への原資に使うですとか、あとは、そもそも B 評価の割り落とし分を S 評価に配分するというような方法がありますので、その辺はどういう方法がいいかというのは、今後検討して決めていきたいというふうに考えてございます。

○齊藤委員

最終的に来年 1 月末までの人事評価基準策定と職員団体との合意ということなのですが、今るる説明された内容で、職員団体との合意にしっかり到達するのか、来年 1 月末までという期限があるわけですから、その辺は大丈夫なのかという部分を確認しておきたいと思います。

○（総務）職員課長

もちろん、職員団体という相手のあることではありますけれども、三度目の正直といいますか、不退転の決意で合意に達することができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○齊藤委員

しっかりやってくれと言うしかないわけですが、とりあえずはまず信じたいというふうに思います。

◎議案第 4 号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について

最後に議案第 4 号ですけれども、これまでたびたび述べてきたことですが、森井さんにとって責任のとり方というのは、もう辞職する以外にない。これまでにコンプライアンス委員会から、平成 27 年の人事異動、これが法令違反のおそれがあると言われたのですよね。それから、高島漁港区の問題では分区条例違反、これはおそれではなくて、明確に分区条例に違反すると。さらに、ふれあいパスでは小樽市契約規則違反、さらにまた今回辻立ち問題では公選法違反のおそれがある。もう法令違反のオンパレードですよ。

市職員に対して、また市民に対して、法を守りましょうと指導するべき立場にある、括弧つきですけれども市長という立場にありながら、これでは、今言った数々の一つでも、1 個でもアウトですよ。それが三つも四つも法令違反をどんどん指摘される。こんなので何で市長でございますと言っているのですか、おかしいのではないですかということです。さっさと、申しわけありませんと言ってやめる、それしかもう責任のとり方はないのですよ。このことについてお答えをいただいて、終わりたいと思います。

○市長

私の責任のとり方につきましては、今までも何度もお話をさせていただいておりますので、繰り返しませんけれども、現在出させていただいている議案がそうであるというふうに考えておりますので、ぜひ皆様にはそれを御理解いただいて、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長

皆様方には少し申しわけございませんが、電気器具の不調により、交換のお時間を少しいただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 07 分

再開 午後 4 時 17 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党の質疑を終結し、共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎第 7 次小樽市総合計画について

まず、第 7 次小樽市総合計画策定に係る経過報告について報告されましたので、質問したいと思いますが、議決に関しては第 4 回定例会になることも想定されるということをお話しされたわけでありますけれども、現在、総合計画審議会において議論されている、そうした進捗状況によってはさらにおくれるということも想定されるということなのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

審議会の進捗の状況なのですけれども、今、進捗状況としましては、分科会を設置して、基本構想の原案について審議を始めたところでございます。分科会を設置して、今それぞれの分科会で 1 回審議を行いました。今後、また 3 回程度各分科会を開催しまして、その後また全体会議を開いて答申を取りまとめるというスケジュールを想定しております。

それが恐らく 8 月の後半ぐらいになるのではないかとということで想定しておりまして、またそれについて、いただいた答申について、どのように議案とするまでにそれを基本構想の中に反映させていくかと、そういった時間を考慮しますと、第 3 回定例会に提案というのは難しい状況になってきているというところでございます。

○酒井（隆裕）委員

丁寧に審議していくということになれば当然時間はかかるというふうに思うのです。私は、余り焦って総合計画を策定する必要はないのではないかとこのようにも思っております。

◎新・市民プールについて

また別の質問なのですが、新・市民プール、小樽市総合体育館の整備検討の取り組みについてお伺いしたいというふうに思うのですが、ここでは、年内をめどに基本的な考え方をまとめていくというようにお話でありました。ここで一定程度のスケジュールというか、流れが示されたわけでありますけれども、この市民プールについても、どういったものでやっていくかということについてさまざまな議論がなされているわけであります。

一方で、市長は公約として任期中にプールを建設するということを掲げて当選されたわけであります。このような声に丁寧に応えていくということになれば、結局、市長の公約というものは実現できなかったのだというようなものだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室池田主幹

プールと体育館の複合施設ということで現在検討しているところでございますけれども、多額の建設費が見込まれること、あるいは非常に長い間多くの市民の皆様の利用に供される施設であるということで、我々としても非常に慎重に幅広い観点から、これから市民の利用団体の皆様などの御意見もお聞きしながら、検討を進めようというところでございます。

したがって、今、年内をめどに市としての方向性を出すということで検討しているところですが、今後、市民の皆様、利用団体の皆様の御意見等の出方によりましては、やはり一定程度まだ時間がかかるかと考えております。そういった中で、大きな政策課題の案件でございますので、今後できるだけ早い段階での建設を目指しながら、丁寧な検討を進めていきたいということで考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

私どもは一刻も早くプールをつくってくださいということは申し上げてまいりました。しかし、同時に、ここまでするずると引き延ばされてしまった現状があれば、もう仕方がないのかなというふうな気持ちもないわけではないです。市長に約束してほしいのは、この市民プールの建設を人質にして選挙に突入するのは、そういうことはや

めていただきたいというふうに思うのです。もう任期中にできないことははっきりしているわけですから、そういうことだけは申し上げておきたいというふうに思います。

◎固定資産税・都市計画税の評価がえにおける路線価の再算定について

次に、評価がえにおける路線価の再算定について伺います。そもそもなぜ今回発覚したのか、お伺いしたいと思います。

○（財政）資産税課長

今回につきましては、ことし 4 月に納税者の方からいただいた賦課内容のお問い合わせにより、賦課内容を精査する中で、一部の路線価算定過程において方位補正の適用がなされていないことが判明したものでございます。

○酒井（隆裕）委員

私の住んでいる家にも再算定が届きました。今回、再発防止策として一定のものが示されております。ただ、見えるだけで言いますと、業者に責任を押しつけているようにしか見えてこないのです。また、担当者間の引き継ぎを綿密に行っていくと言いますが、人事がころころとかわっていく中で、本当に再発が防止されるのかというのは非常に疑問に思っております。本来であれば、職員自身が制度をしっかり把握されていれば起きなかったことではなかったのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（財政）資産税課長

今回の評価がえに向けまして、業務委託者が行う算定諸条件の適用確認を徹底するとともに、担当者間の引き継ぎを綿密に行い、情報共有を一層密にすることで、再発防止に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

この件に関して、日本共産党にも疑問の声、それから問い合わせ、こうしたことも多数寄せられております。今後の納税義務者への対応については丁寧に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（財政）資産税課長

今までもそうでございますが、今後につきましても、納税義務者への対応につきましては丁寧に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

◎学校歯科健診について

次に、学校歯科健診についてお伺いをいたします。

全国保険医団体連合会が 21 都府県の小・中学校、高校、それから特別支援学校を対象に歯科健診後の受診状況を調査いたしました。そこでは、治療が必要とされた子供のうち未受診となっている、そうした子供については、小学校で 52% とされ、中学校では 67% でした。また、虫歯が 10 本以上あるなど、そしゃくが困難と見られる口腔崩壊の子供がいた割合は、小学校が 4 割、中学校は 3 割でありました。

残念ながら北海道は対象となっていなかったようでありますけれども、本市でもどのような状況になっているか注視する必要があるというふうに思います。そこで、本市においても治療が必要とされた、健診の中でそうした子供のうち未受診である者、こうした者について調査を行っていくということが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

毎年学校で歯科健診を行っておりまして、学校ではその結果を保護者全員に通知するなどして、医療機関を受診するように指導しているところであります。

委員からお話がありました、そういう状況につきましては、その結果児童・生徒が医療機関を受診したかどうかについての状況のフォローというか、その部分については、現在行っていないところでございますので、子供の

歯の健康の部分について考えていくにはどういう形で調査をしていけばいいのかという部分も含めて、研究をしてみたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

市内の健診などを担当されている歯科医師の方などにも協力もお願いしなければならない問題ですので、すぐにはここで答えを出せないというふうに思うのです。ただ、こういった問題も小樽市においても起こっているのではないということも踏まえて、これからも研究、検討をしていただきたいと思います。

また、先ほど述べました虫歯が10本以上ある口腔崩壊状態の子供、これについての状況、本当にそうした子供がいないのかどうかということも含めて情報収集に努めていくということも必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

先ほどの部分を検討していくに当たりまして、そういう虫歯が数多くあることで物がかめないとか、そういう子供を把握するということも含めて重要なことだとは思っておりますので、あわせて研究していきたいと考えています。

○酒井（隆裕）委員

まず、なぜ健診後要治療とされていたのに受診しなかったのかということで、理由の一つに家庭の経済状況があるというふうなことも一つだというふうに言われております。ただ、虫歯というのは学校病であります。ですから、就学援助の対象となるわけであります。本市において、虫歯は就学援助の適用となっているわけでありますけれども、そういった数といいますか、対象数といいますか、実際に受けられた割合といいますか、そういったものはどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

平成29年度の状況でお答えいたしますと、学校病がさまざま挙げられる中での虫歯の治療、それにつきましては100%ということで、全ての受診した病気が虫歯でございます。

○酒井（隆裕）委員

虫歯以外の学校病に使われていないというのも、私は注意しなければならないというふうに思います。それ以外にも、ものもらいですとか、さまざまなものが学校病に指定されているわけであります。そうしたものも含めて使えるのだということも含めて、きちんとした周知が必要ではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

これまでも就学援助の周知はさまざまな機会、ホームページ、それから全ての児童・生徒において制度の周知に努めておりまして、その中で学校病に当たる病気の治療を就学援助に該当する方は受けることができるということを周知は行っておりますので、引き続きそういう機会を通じてこういう制度があることを広めていくということに努めていきたいと考えています。

○酒井（隆裕）委員

◎政治活動の自由について

それでは、政治活動の自由についてお伺いをいたします。

のぼりを使った政治活動について、幾つかの会派からさまざまな主張がございました。ここで、憲法に保障された政治活動の自由についてお伺いをいたします。

まず、政治活動の自由の根拠となる憲法第21条を読み上げていただけますか。

○（総務）総務課長

憲法第21条第1項、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです、表現の自由なのです。そこでお伺いしたいのは、政治活動と選挙運動はどのように違うのか、お答え願えますか。

○選挙管理委員会事務局次長

政治活動と選挙運動はどう違うのかということですが、政治活動とは、政治上の主義、施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、または公職の立候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反することを目的として行う、直接または間接の一切の行為とされております。広義的には選挙運動にわたる行為も含むものとなるのですが、公職選挙法においては理論上使い分けをしております、公職選挙法上では、今申し上げました広義の政治活動のうち、選挙運動にわたる行為を除いたものを政治活動としているのですけれども、選挙運動とは何かといいますと、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者または立候補予定者に当選を得させるため投票を得もしくは得させる目的をもって、直接または間接に必要なかつ有利な周旋、勧誘、その他諸般の行為というふうにされてございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、ぎょうせいから出版されております「地方選挙の手引」を読み上げます。「選挙が行われていない時期に政党その他の政治活動を行う団体が選挙運動にわたらない政治活動を行うことは自由であり、どのような方法によってもすることができる。ただし、公選法第143条第16項の制限がある」、こういった理解でよろしいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙が行われていない時期に、政党その他の政治団体が行う政治活動は、選挙運動にわたらなければ基本的に自由であると認識しております。なお、公職選挙法第143条第16項の規定につきましては、個人または後援団体を対象としたものであるため、政党その他の政治団体が行う政治活動は、この規制を受けないものであります。ただし、その行為が政党その他の政治団体が行う政治活動と同時に個人または後援団体の政治活動の意味合いをあわせ持つ場合などは、公職選挙法143条第16項の規制を受けることがあります。

○酒井（隆裕）委員

そのとおりなのですね。結局は、個人として、候補者としての活動というものは選挙にわたりますから、当然できないのです。私も仕方で政治活動を行っております。これについても、政党その他の政治活動を行う団体であります日本共産党が政策を訴えている、政策普及の活動をしている、そうしたものでございます。でありますから、個人で行うものについては、疑うべくもなくこれは問題があると。政党が行う場合、政治団体が行う場合については、その場合によって判断されるということではよろしいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

その行為が政党その他の政治団体として行っているものなのかなどは、それぞれ個別の事情の様態を見て判断するものと思われますので、それぞれの個々の案件に応じて判断しなければならないというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

そうなのですね。個々の案件によって判断されなければならない問題であります。この問題について、日本共産党小樽地区委員会にも聞き取りがありました。対応したのは北野義紀元市議だったそうであります。そこで見解として述べたのは、のぼり旗を立てて街頭演説することを、公選法第143条第16項で宣伝活動として使っても許されるものの中にのぼり旗は入っていないから禁止だよと機械的に主張するということが問題であると。むしろ政治活動の自由を保障するべきであると。さらに、ポスターは、氏名はもちろん顔写真も入っていて長期間にわたって表示されているものが認められている、街頭演説やのぼり旗は演説の間であり一時的なものである、のぼり旗に氏名が入ったとしても、弁士が誰であるか知らせる役割もあるのだと、一律に規制することは行き過ぎであるというように述べたそうであります。

このように、選挙にわたるかどうかというのは、それぞれの事例によるものであって、一律に判断できるものではないというふうに考えます。そもそもこの行為が違反だということになるのであれば、30年以上交番の前で宣伝されていて、それでも北野氏は捕まらなかったわけです。これからも日本共産党は、憲法に基づく政治活動をしつかりと続けてまいりたいというふうに思います。

◎報告第4号専決処分報告について

次に、報告第4号専決処分報告についてであります。

日本共産党は、人事評価の導入につきまして、地方公務員の役割を大きく変質させるものになりかねないことから、そもそも制度については反対をいたしております。しかしながら、なぜ専決処分としなければならなかったのか、どうしても理解することができません。

議会の権限を長がかわって処分するわけですから、この専決処分というのは慎重であるべきなのは当然であります。本来であれば、第1回定例会に提案するなり臨時会を開くよう求めたりするわけであったというふうに思います。まず、地方自治法には専決処分できる事例が示されておりますけれども、今回はどの条文で専決処分となったのか伺います。

○（総務）職員課長

地方自治法第179条第1項に規定されております三つの要件のうち、「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当するとして、専決処分を行ったところでございます。

○酒井（隆裕）委員

緊急を要するというような話であります。そこでお伺いしたいのが時間的余裕の有無についてであります。この認定には客観性がなければならないというふうに思います。本当に時間的余裕がなかったのでしょうか。

○（総務）職員課長

例えば新たな制度を導入する場合で、条例改正や条例制定が必要なときは、その条例を提案できなければ、その制度の導入はできないという形なのですが、今回のように人事評価の給与反映につきましては、先に条例上、平成30年6月の勤勉手当から反映するという形になっておりますので、第1回定例会の提案の部分については、一定期間まだ期間があるということで、条件が整うというか、諸準備ができればまだ反映できるのではないかとということで、反映するに当たって、反映できれば条例改正が不要でございますので、何とか適用できるように努めたところですが、結果的には定例会には提案ができなくて、時間的な余裕がなくて、専決処分をさせていただいたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

時間的余裕がなかったわけではないのですよね。結果としてなくなってしまっただけなのです。そこで、専決処分で処理した事項につきまして、仮に議会の承認が得られなかった場合、この専決処理は有効となるのかどうか伺います。

○（総務）職員課長

仮に議会の承認が得られなかったとしても、専決処分の効力には影響はございません。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです。結局、議会の承認が得られなくても法的な効力には影響はない。ただ、そうは言っても一定程度の適切な措置はしなければならないという、そういったものもあるようであります。ただ、根本的には影響はないのです、お話しされたとおり。だったら、何でもやり放題ではないかというふうに、緊急性があるのだったらなりかねない。大変危険なのです。だからこそ地方自治法において、議会の委任によるものでありますとか、もしくは市長によりますものですか、きちんとそれぞれ事例を決めてやっているわけであります。

そこで、専決処分が適法になされていれば、不承認でも長に政治的責任が残るのみであって、処分の効力は有効であると解されております。問題は適法になされているかどうかであります。いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

最終的に平成30年6月の勤勉手当からの人事評価の給与反映を断念する判断というのがずれ込んだ部分があるので、そういった意味では時間的余裕はなかったということでございます。

○酒井（隆裕）委員

時間的余裕はあったのですよね。第1回定例会の時点で判断はできたのですよ。けれども、ずるずると引き延ばしてしまって、現在までに至ったというのが現実だったのではないですか。専決処分というものについては非常に重たいのです。だからこそ限定的でなければならないという条件が決まっているのです。今回こうした専決処分をしたということについては、私は議会軽視そのものではないかと思いますけれども、そうした認識はありますか。

○（総務）職員課長

条例制定方については議会の議決が要件でございますので、最終的に専決処分という形になったことについては、担当課長として不徳のいたすところであり、申しわけなく思っております。

○酒井（隆裕）委員

課長は余り謝る必要はないと思うのですよね。問題の原因をつくった人が一体誰なのかという話なのです。これは後でまた聞きます。

今後同様の事例が発生した場合にどうなるのか、また専決処分を行うのでしょうか。

○（総務）職員課長

この人事評価の給与反映というものについては、今後、専決処分ということにならないようにしたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

また時間切れになったら専決処分を連発するのではないですか。そんなことはないですよ。

○（総務）職員課長

先ほどの斉藤委員の質疑の中でも申し上げたとおり、お話があったとおり、来年の組合との合意の期限というのが、来年の1月末までに合意に達するように取り組んでいくということでございますので、そこを一つのリミットとして取り組んでいきたいということでございます。1月末の先には第1回定例会がありますが、基本的にはそこで合意に達するように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

そもそも条例を改正しなかったらどのような事態になるのでしょうか。

○（総務）職員課長

改正前の条例上は、適用除外が平成30年度は外れる形になるので、条例上は人事評価の結果を給与反映する形になっていても、その給与反映の仕組みが構築できていないので反映できないという形になるので、いわゆる条例違反という形になるかと思います。

○酒井（隆裕）委員

条例違反になってしまう。だからこそ専決処分したわけなのです。市長に聞きたいのですけれども、違反となるこういった状況をつくり出してきたのは、森井市長自身の問題ではないですか。職員団体との協議がまだまとまっていないという状況にもかかわらず、市長自身がもう少し頑張りなさいというふうに言って、結果としては時間切れ、ゲームオーバーになりました、専決をやりました、これが今回のてんまつではないですか。市長いかがですか。

○（総務）職員課長

まず人事評価基準を策定するという大前提がある中で、その策定委員会の開催がずれ込んでしまったという部分

が、それは担当課長としての私の不徳のいたすところでありまして、第 1 回定例会の時点では、6 月の勤勉手当という部分ではまだ残された時間があるというか、そういった部分で何とか適用できないかというところでも取り組んできたわけでございます。結果としてはそれが成せず専決処分になったということについては、本当に申しわけなく思っております。

○酒井（隆裕）委員

納得できるものではないです。頑張りなさいと言ったって、できるものとできないものがあるのですよ。そもそもなぜ今回 1 年先送りすることになったのかであります。代表質問の中では、「人事評価基準の策定など諸課題も整理して」というふうに答弁されています。こうした諸課題というのはどのようなものが挙げられるのかお示しください。

○（総務）職員課長

先ほどの斉藤委員の質疑の中でも申したとおり、3 月末の業績評価や 12 月の勤勉手当に反映するという部分と、あとは勤勉手当の上位評価者への割り増し分の問題でございます。

○酒井（隆裕）委員

もともと公務職場における勤務成績の評定、これ自体、評価方法や基準というものは非常に曖昧であります。そのため、その科学性や客観性に疑問が投げかけられております。全国でもさまざまな事例がもう既に発生しております。こうした疑問に対する担保は本当にあるのかどうか伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

そのためにも、まだ策定できていませんけれども、評価基準を策定して、それを担保というか、一つの評価の目線という指針にしていきたいということで取り組んでいるところでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、評価基準の公表ですとか希望者等への評価結果の開示というのはどのように整備されているのか伺います。

○（総務）職員課長

まだ評価基準の策定自体には至っておりませんが、現在制度としては人事評価が動いてございます。人事評価マニュアルというもので実際人事評価制度を行っているのですけれども、これについては誰でも見ることができるように市のポータルサイトに掲載しておりますし、また、評価結果の開示というものについては既に行っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、人事評価に関する苦情に対して相談できる制度が本当に機能するのか、そうした保障があるのかどうか伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

もし人事評価に不満があって、その苦情がある場合につきましては、今、各部局の庶務担当課長が苦情相談に対応するという形をまずとっております。それでも解決に至らなかった場合は、本庁でいえば職員課長、教育委員会であれば教育総務課長というような形で、それぞれ苦情処理の窓口担当者を定めておりまして、そこで苦情処理を受け付けて、小樽市職員人事評価審査委員会でも苦情について審査する、そういった仕組みが構築されてございます。

○酒井（隆裕）委員

窓口でという話になりますけれども、言ってみれば同じところの中で、私の人事評価について納得いかないというふうなことを言い出す勇氣というのはあるのかなと、私は自分が勤めているのだったらないです。そうではなくて、そういった別のところにいきなり相談に行けるというようなことというのはないのですか。

○（総務）職員課長

まず、苦情相談のお話をしましたけれども、その前に人事評価の評価をつけるに当たっては、業績評価であれば期首面談、そして期末面談を行った中で、例えば業績評価であれば、掲げた目標の進捗度合いですとか、そういうものをよく話しながら評価をする、そしてその評価を開示するという仕組みにさせていただきます。能力評価についても面談の上で評価をするという形をとっていますので、基本的には、評価者と被評価者の中である程度納得というか、その辺の話も出てくるということでございます。

ただ、それによってもどうしても評価が不満だということで苦情相談になれば、部局の中ではありますが、庶務担当課長というところでまず一つワンクッションというか、そういうものを置いて、それでもなおかつ解決に至らなかった場合は、苦情処理窓口担当として先ほど職員課長という話をしましたけれども、そこで受け付けて、実際には職員人事評価審査委員会での苦情について審査する、そういった構築をしておりますので、その中で解決が図られていくだろうというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

どうもこうして相談できる制度というのが、私は機能しないのではないかなと危惧します。代表質問の答弁の中では、来年の 1 月末までには職員団体と合意に達するよう協議を進めてまいるというふうに御答弁をされています。これから半年余りで合意に達する客観的な担保は果たしてあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

決して長い時間があるわけではございませんけれども、先ほども斉藤委員の質疑の中で申したとおり、不退職の決意で合意に達するよう取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

不退職の決意で頑張るのは結構なのです。ただ、今、森井市長のもとで恣意的な人事が行われている、こういう中で果たして本当に公平性、公正性のある、そして客観性もしっかり保たれている、そういった評価ができるのかどうか、そのことがやはりあると思うのです。他の自治体だったらいざ知らず、今、本当にこれが合意できる見込みというのはあるのですか。

○（総務）職員課長

まず一つは、評価基準を策定して、それが組合的にも納得のいく形に仕上げるというところが前提としてございますけれども、その基準づくりに力を注いで合意に達するような形、制度自体が客観的に公平公正な評価になるような仕組みをまずはつくっていききたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

どうも森井市長の市政の中で今こうしたものが進められている以上、私はこういう制度自体先送りするべきではないかなと思うのです。人事評価を給与に反映させていない自治体というのも多数あります。だからこそ今回専決処分で 1 年先送りというふうにしたわけでありましてけれども、1 年先送りではなくて、例えば当面の間先送りすると、もしくは 2 年間先送りするとか、そういったことは考えなかったのでしょうか。

○（総務）職員課長

人事評価の給与反映につきましては、地方公務員法第 23 条第 2 項の規定によって、人事評価の給与等への活用が求められておりますので、来年、平成 31 年 6 月の勤勉手当から反映できるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

やっていない自治体というのは問題ある自治体なのではないでしょうか。

○（総務）職員課長

それまでの自治体においての労使間の協議であったり、そういった部分があると思いますけれども、基本的には、

国から、また北海道を通じて人事評価を給与反映に活用するということは求められているところでございますので、本市としてはそれに向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、どうもうまくいくとは思えません。その結果また議会の権限を奪ってやるような形になったら、私はほんでもない話だというふうに思うのです。

ここで申し上げたいのは、よく市長の中で言われるのが、議会が議決をしたのだからという形で使われたらまらないのです。今回、承認もしくは不承認という形になるとしても、結局のところ、不承認にしたところで、最初に述べたように効力を失うわけではないのです。だからこそ、議会の態度をもっともう決まってしまったことだというふうに投げかけるというのはやめていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

あくまでも人事評価の結果を給与反映させるというのは、執行機関側の責務として行っていくものでございます。

○酒井（隆裕）委員

◎国立小樽海上技術学校について

それでは、残りのことについて聞きたいと思いますけれども、まず国立小樽海上技術学校について伺いをしたいというふうに思います。

ここでは、小樽商業高校を活用する案で統合中学校の案も消えていないというふうに聞きます。しかし、複合施設として活用という話があるので、今回、統合中学校の案も消えていないのだというようなお話だったというふうに思います。しかし、学校適正配置等調査特別委員会で聞いていたのは、コミュニティー施設としてあいていところを使えないかというような活用の話では伺ったことはあります。複合施設ということで、学校も活用できるというふうなお話をしたというのは初めてではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

中央・山手地区統合中学校の複合化につきましては、地域や議会から商業高校の施設規模が大きいとの意見をいただくなどしているため、教育委員会で検討しておりました。この際、議会の質疑の中では、出席議員の中からコミュニティー施設というふうなお話はいただいておりますが、教育委員会としてはコミュニティー施設に限定して検討するというふうなお話はしておりません、私どもとしては、コミュニティー施設に限定して検討してきたわけではございません。そういう中で、今回、市長部局から、海上技術学校の存続に向けた中で商業高校でというお話も案としてございましたので、それは可能であると判断をしたということでございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、でたらめなのですよ。あくまでも示されていたのはコミュニティー施設としての検討だったのです。言ってみれば町会館とか、そういったものが活用できないかという話だったのですよ。これがいきなり複合施設になって、しかも学校も可能だと。一体どこで話されたのですか、それは。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

繰り返しの答弁になりますが、教育委員会としては、コミュニティー施設に限定した検討ということはお話していないと考えております。その中で、教育委員会内部でもいろいろな施設、どのようなものが見えるかということでは検討しておりましたが、それで成案には至っていない状況ではございましたけれども、今回、市長部局から、海上技術学校の複合施設というお話をいただきましたので、その中で可能であるということで今に至っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

教育委員会というふうな話をしますけれども、教育委員会で話し合われたのですか。商業高校を統合中学校として活用する、しかも海上技術学校としての複合施設として活用するというのが話し合われたのですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

教育委員会内部で複合化施設についての検討はさせていただいておりました。それが海上技術学校であるとかということではございませんで、社会教育施設なども含めて今まで検討してきた中で、それが成案にはなっていないかったというところでございます。

ただ、今回そういう中で海上技術学校というお話をいただきましたので、教育委員会内部としては、これが可能であろうという判断のもとで、また、これがまだ決定している事項ではございませんで、小樽市が示す案の一つとして出されるということで、そういうことも可能であろうということで考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、でたらめですよ。教育委員会の内部でというふうに言いかけているのですよね。私は、教育委員会だと聞いたのですよ。それぞれの教育委員会の議事録を見ましたけれども、全くそんなこと書かれていないではないですか。一体どこの会議でこのようなことが検討されたのですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

教育委員会、定例会などでの報告につきましては、当然、中央・山手地区の中学校再編の進捗状況については報告しているところでございます。

この中で、今酒井隆裕委員からもお話のありましたとおり、学校適正配置等調査特別委員会で複合施設の検討などについても検討していくべきという御意見をいただいていることは、その答弁の中で、コミュニティ施設ということには限定しておりませんが、そういうものを検討していくというお話をしております。それを説明する際に、当然、教育委員会、教育委員と言うと言い方が少し難しくなるのですが、教育委員会と教育委員というものが、教育委員会の内部でそれを検討していきますということは教育委員にはお伝えしております。

○酒井（隆裕）委員

結局、内部での話なのです。それで、無理やりコミュニティ施設という話があったものだから、今回、市長部局と態度を合わせるために無理やりこじつけてきたとしか私は思えません。以前にどの委員会で質問したかわからないですけども、海上技術学校を商業高校で活用すればいいのではないかというふうに私は言ったことがあります。ただ、海上技術学校と一緒に統合中学校というのは、どう考えても無理があると思います。何をもってそれが可能だというふうに思ったのですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

私どもが企画政策室から、海上技術学校の存続に向けてということで、小樽市の方策ということで相談を受けたところでございます。その中で、海上技術学校としても商業高校を使うことは有力な案であるというようなお話をされていたということもございまして、そうなったときに、商業高校の施設は大きいということで、統合中学校として使っても、なおかつ海上技術学校が今の海上技術学校の面積で入ってきたとしても、面積的には間に合うということで、そういうことも可能であろうということで今回判断しているところでございます。

ただ、海上技術学校、海技教育機構からは、正式に使用するか、具体的にどのような使用をするとかというお話はまだ来ておりませんので、それが決まらなと教育委員会定例会での報告等にもならないのかなというところと考えておりますので、今後そういうものがきちんと示されれば、当然教育委員会定例会で御報告し、検討していくことになろうかと思います。

○酒井（隆裕）委員

いや、でたらめです。もともと海上技術学校として校舎があり、寄宿舎があり、実習棟があり、体育館があり、グラウンドもあるということであります。同様なものを今度は商業高校に持ってくるということになれば、現在の中学校と併設などというのは不可能ですよ。一つの例を挙げます。グラウンドはどうするのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現時点では、海技教育機構なり国からは、商業高校を選択するとか、そういった回答もまだという状況なのですけれども、仮に商業高校を選択するというふうに示された場合においても、グラウンドをどうするかですとか、あるいは今ある実習棟や生徒寮、そういったものをどうするかというのもまだ具体的には示されておりませんので、今後の協議になっていこうかと考えております。

○酒井（隆裕）委員

本当にでたらめだというふうに思います。商業高校の校舎自体を海上技術学校で活用していただくというのだったら、それほど大きなお話ではなかったのかなというふうに思います。ただ、問題なのは、統合中学校を持ってくるというのも消えていないと。むちゃくちゃですよ、これはやはり。

グラウンドはまだ決まっていないのでこれから考えますと言いますが、そもそもの商業高校に統合中学校を持ってくるという話で、グラウンドが遠くに離れていて問題があるということから、今度は盛り土をしてやるという話をやってきたわけではないですか。でも今後は、スペースがあいているから海上技術学校も持っていけるのだと。では、グラウンドはどうするのだという話になってくるでしょう。もうその時点で破綻している問題なのです。詳しくは、あしたの学校適正配置等調査特別委員会の中でこの問題について聞いていきたいなと思います。

◎新幹線残土の問題について

最後に新幹線残土の問題であります。現在、塩谷と朝里川温泉で説明会等が行われております。ここで言われていたのが、一部の地域だけの問題ではないのだと、全市的な説明会が必要ではないかという声があったというふうに思います。小樽市として、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対してそういった説明会を開くべきだと求めているとお考えというのはないのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

平成24年6月に、新函館一札幌間が認可となりましたけれども、その際に、鉄道・運輸機構の主催で小樽市全体の説明会が行われております。今は、その次の段階ということで、市民生活に一番身近な方を対象にした、工事に関係深い方々を対象にした個別の地域の説明会を行っているところであります。

今後、小樽市全体に何らかの影響を及ぼすようなこととなりましたら、全市的な説明会、こういったものもあり得るかと思うのですけれども、今時点では、まず工事に関係する周辺にお住まいの方に対して、工事内容ですとか、それに関連した諸課題について、きっちりと、しっかりと説明して御理解をいただけるように進めていくことが大切ではないかというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

全市的な説明会をやったと言いますが、状況はもう全然変わっています。今一番問題となっているのは、札幌市の盤溪には無対策土を小樽から搬入するというのが既に説明会でやられているわけなのです。でも、塩谷や朝里、こうしたところでの説明会の中で、そんなことは一回も言われていないのですよ。小樽市には汚い土、札幌市にはきれいな土を持っていくなどということを言われていたら、それは少し待ってくださいよという話になってしまうではないですか。だからこそ全体的な説明会が必要ではないのか、そういったことを言っているわけであります。

そもそも北海道新幹線のトンネル工事の残土について、他の地域でも既に工事が始まっていますが、最初の時点ではしっかり対策をするというふうに言われていたのです。しかし、その約束はほごにされてしまって、結果としてさまざまな物質が河川に流出するというような事例も起きているわけです。だからこそしっかりと小樽市として機構に対して物を申しといかなければならない。

今までの御答弁、それからこれまでの市長などの答弁などでは、機構がしっかりやってくれるのだから大丈夫なのだというふうにししか聞こえないのです。改めて今、さまざまな物質について、カドミウムですとか、フッ素です

とか、鉛ですとか、そういったものが発生するということが出されているわけですから、そういったことも踏まえた説明会を機構に求めていく必要があるのではないかと思いますけれども、最後にお伺いいたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今委員がおっしゃられていました全体的な説明、これを否定するわけではございません。ただ、今、地域の説明会をやっている中で、やはり地域だから見えてくるという部分もございますので、そういった部分をしっかり住んでいる方にお伝えしながら工事が進んでいくように、機構にもきちんとした説明を行うよう求めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

安斎哲也委員に移します。

○安斎委員

◎辻立ちについて

まず辻立ちについてです。

市長にお伺いします。なぜ、この間辻立ちについて指摘、質問があるのか、まずお答えいただきたいと思います。なぜあると思っているのかお聞かせください。

○市長

委員それぞれの方々において、例えば確認されたいこと、さらには、所信についてや疑義を感じていることなども質問としてお聞きになられているもの、そのように考えているところでございます。

○安斎委員

だから、なぜ疑義、確認したいと思っているのかということを知っているのです。もう一回お答えください。

○市長

先ほど、酒井隆裕委員からも御質問がありましたが、それぞれにおいての委員の方々によって考え方や解釈の違いがありますので、一概には言えませんが、私自身が活動している政治活動の中で疑義を感じたということから、御指摘や御質問があるのかなというふうに思っているところでございます。

○安斎委員

いや、違うのですよ。政治活動だったら勝手にやって、どこから注意されればいいのです。市長が公務だと言うから私たちは問題視しているのです。

まず、公務というのはどういう位置づけなのか、市長はどのように考えているかお聞かせください。

○（総務）秘書課長

明確な基準はありませんが、基本的には行政機関の長としての活動が公務となりますが、市長は公選の政治家としての側面もあることから、その立場で意見表明や意見交換、政治的会合への出席などを行う場合もあり、これら全てが公務と位置づけられるものと認識しております。

○安斎委員

それでは次に、その政務とは何ですか。公務は秘書課長でお答えできると思うのですが、政務も公務の一環だと述べられているのは市長ですから、政務とは何なのかを聞いていますので、質問にお答えいただきたいと思います。

○市長

今秘書課長からも答弁させていただきましたけれども、市長自身は議員と同じように公選において選ばれてこの役目につくという、公選の政治家であるという側面があります。ですから、その側面に伴う活動においては政務と

いう枠組みになるのではないかなと思います。

○安斎委員

次に公務の部分ですが、市長が公務というのはいわゆる行政機関の長の活動というか事務だということで、秘書課長からお答えいただきましたけれども、では、なぜ行政機関の長である市長の辻立ちの市長公務は私たちに一切公表されないで、そしてその活動がどうだったか、意見にどんなものがあつたかというのが一切示されないで、質問しないと答えられないのか。また、その意見に対する政策への反映など、具体的な証拠がないのですけれども、これはなぜなのか、公務の一環だと言うのであればしっかりと書面で残しておくべきと思いますが、これについてお答えください。

○市長

安斎委員は、先ほどの秘書課長の答弁からいきますと、行政の長としての枠組みだけが公務という観点の中で御指摘をされているような印象を持っているところでございます。書面における活動報告等も含めて、この場においてお伝えさせていただいていないのは、私自身も今までも答弁させていただいているように、街頭活動等においては、政治活動に近い内容であるということもあって、職員も同行させておりませんし、それに対しての公費の支出はしておりません。

ですので、私自身が今までもお話しさせていただいたように、市政の中における反映として、市民の声であつたりとか市民の思い、または市民の声を肌で感じるという表現をさせていただいておりますけれども、自分自身が運営や方針、方向性を示すに当たって参考にさせていただいているというところでございますので、現状においては書面として残していないというところでございます。

○安斎委員

その反映の部分ですが、本会議でも私が再質問、再々質問したのですけれども、市長は辻立ちで市民から意見や声があつたら、政策の転換や考えを変えたりというところの参考にしているということをおっしゃっていました。それであれば改めて具体的な事例をお聞かせいただいて、それをどういう判断基準で反映しているのかお聞かせください。行政の長として、そして公選の政治家として、そのお話をお伝えしていただくのは責任の一つであると思います。

○市長

例えば議員の方々におかれましても、市民の皆様の声聞いて、今までも排雪のお話等で御指摘があつて、市民の声がというお話があつたと思います。それと同じように私自身も、市民の皆様からそのような声があつたときに、排雪に対しての例えば不満があるという場合においては、そういう声があるということをももちろん建設部等にもお伝えしますし、今後においての政策の中で、自分自身もそれに対してどう対応すべきかということにおいて考え、参考にしていくというところでございます。

○安斎委員

その判断基準を伺っています。それだったら、何でも市民が市長に言えば政策に移してくれるとなってしまうすよ。私たちが指摘して雪山が高いと言っているのに、市長が聞いたら、その雪山を処理してくれるのですか。

○市長

何か勘違いされているようですけれども、雪山を処理してくださいという、例えばそのような要請、要望があつたことに対して、それを行ってくださいというようなことでお話をしているわけではございません。つまり、市民の皆様がどのような印象を持たれているのかであつたりとか、または例えばではありますが、よく市長へのメッセージとかでもありますけれども、砂まきがそのままの状態ではこりが舞っていると、それを何とかできないだろうかというお話があつた場合においては、その箇所をということではなくて、その改善策としてどうするのかということで、原部であつたり担当と、その課題についてお伝えをし、その改善策について考えていくというところでござ

ざいます。

○安斎委員

砂の改善策については市長へのメッセージですけれども、私が聞いているのは、辻立ちであった意見や声に対して、政策の転換や考えを変えたりということへの参考にしているとおっしゃっていますので、その判断基準を伺っています。

○市長

いや、街頭の中においても砂まきのこともありましたので、あわせてお伝えさせていただいたところでありすけれども、その判断基準というものが、いわゆる行動に起こすかどうか、または政策に反映するかどうかという判断基準ですか、それにおいては、その声を受けた後に、原部と話した上で最終的に決めることになりますので、行うという判断基準にはなっていないというふうに思います。

○安斎委員

それでは、原部に言っているということですから、原部に何を、どういう内容を言って、どの政策、制度を変えているのかというのをお示しください。市長が公務と言うから、議会の場で公的な行政庁の仕事としてやっているということですから、議会で質問させていただいていますので、明確に御答弁をお願いいたします。

○市長

今この状況の中で、恐縮ですが、総務常任委員会所管に基づくような案件が今思い起こせないところもありますので、大変恐縮ですが、所管が違う部分であります但答弁させていただきます。

先ほど来からお話しさせていただいておりますように、議会の中においても、排雪のことに御指摘はありましたけれども、私自身もその話を受けておりますので、それについては、建設部に対してもそのお話はしているところでございます。しかしながら、現状において、それにおいてどうするのかということは現在検討中でありますので、残念ながら具体的な方策、こうなりましたということはお示しはできません。

また、先ほどの砂まきのことにおいても、現状において新年度に入ってから道路維持ということで行っているということにおいては、皆様にもお示しをさせていただいておりますけれども、雪が解けてからその作業に入るまでに時間が大変あくということが一つの課題であろうというふうに思っておりますので、その手法、方法において、もう少し早くできる方法はないのかということでは検討しておりますけれども、恐縮ですが、それについても今この場においてこうなりましたということはお示しすることはできません。

（「何もやってないってことだ」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

いやいや、本会議で市長が私の質問に対して、答弁で、街頭で辻立ちした結果、市民の声や肌で感じたことを政策に反映させているとおっしゃったから、ではどういう判断基準でどういうふうに反映しているのですかと聞いたから、それはいまいち詳しくわからないし、検討しているということを書いていたりとか、今の道路維持の部分では、時間があくと思っていると、今度は自分の主観的なことになっているのです。客観的に、ほかの人から言われたことをどういうふうな判断基準で考えて原部に指示して、これができた、これができなかったということをお示しいただきたいということを何度も質問しているので、お答えいただきたいと思います。

○委員長

明確に、端的に答弁をお願いいたします。

（「市長公務だと言っているから、この場で質問してるんですよ」と呼ぶ者あり）

（「ないならないで本会議の答弁訂正されたらどうですか」と呼ぶ者あり）

いかがですか。辻立ちで参考にされて、政策に反映されているものということで、安斎委員からの質問です。

（「何回立ってるかもよくわかんないんだ」と呼ぶ者あり）

○市長

例えばではありますけれども、街頭活動している中で、市政に対しての市民参画が薄いであったりとか、または市民の皆様のもとにおける市政としてなっていないというような御指摘等も今まで受けたことがございます。それに基づき、エントリー制度の導入等においては、原部に投げかけて形にしてきているところがございます。

（「エントリー制度は違うんじゃないの。全然エントリー制度のタイミングと違うんじゃない」と呼ぶ者あり）

（「うそつきでしょ」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

それでは、それ以外にはございますか。

（「そんな議会答弁聞いたことねえぞ。エントリー制度が辻立ちの反映だなんて」と呼ぶ者あり）

（「何で、じゃあエントリー制度を導入するときに、辻立ちで反映しましたって言わなかったんですかね」と呼ぶ者あり）

（「聞いたことないよ」と呼ぶ者あり）

（「聞かれてない」と呼ぶ者あり）

（「聞かれてないからじゃないでしょ、説明責任があなたにあるんだって」と呼ぶ者あり）

○委員長

いかがですか。

（「そんだけ辻立ちって言うんだから、辻立ちでこんな成果出ましたって言えばいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「実現できたこと言えるチャンス」と呼ぶ者あり）

（「そうそう。その後ちゃんと石田議員の政策実現の質問に移っていきますから」と呼ぶ者あり）

（「ないならないで言えばいいんじゃないですか。したら、何のための辻立ちなんだって言いますよ」と呼ぶ者あり）

（「後ろから聞かなきゃわかんないようじゃ全然」と呼ぶ者あり）

（「委員長、時間かかるなら、ちょっとちゃんと整理させてもらってください」と呼ぶ者あり）

総務部に伺いますが、いかがですか。

（「総務より市長じゃないの」と呼ぶ者あり）

○市長

少し所管を超えてしまうものですから、そこは御容赦いただければと思います。例えばですけれども、少しごめんなさいね、場所とか、いつだとかいうことは、申しわけありませんがお示しすることはできません。現在、市で進めておりますトイレの洋式化、これらにおいても市民の皆様、街頭活動を通して上がった声の一つと捉えていただいても結構でございます。

それから、またこれも街頭活動の中でもお話があった 1 個ではありますけれども、地元の企業に地元の子供たちが就職しない、高校卒業した後に市外へ転出されたりとか、また大学生の方々も含めて地元に着しないというお話があった中で、学校に対しキャリア教育の導入について等も御提案をさせていただいているところではございます。

（「随分前からやってた」と呼ぶ者あり）

（「今始まった話じゃないでしょ」と呼ぶ者あり）

（「トイレの洋式化だって、就任前から整備計画立ててるじゃないですか。キャリア教育だって」と呼ぶ者あり）

（「キャリア教育はだって、市長の前からやっている」と呼ぶ者あり）

（「キャリア教育は前からやってるんですよ。そんなのを……」と呼ぶ者あり）

（「辻立ちで言われたからって始まったって話じゃない」と呼ぶ者あり）

○委員長

今、市長からは御答弁がありましたので、質問を進めていただきたいと思います。

○安斎委員

それでは、少し所管が違うので、キャリア教育のことについて聞きます。トイレの洋式化は違うので。

キャリア教育で、市長は地元の企業に子供たちが就職しないとおっしゃいましたけれども、子供たちは就職している数もいるのですよね。全く就職していないという声だったのか、だからキャリア教育支援をやりようと思ったのですか。また、大学生が定着しないということはありますけれども、私の知り合いも、小樽商科大学を出て小樽の企業に就職している事例を知っていますが、これについては辻立ちの中でどんな御意見であったのか、どういう背景でそうおっしゃって、市長がキャリア教育支援をするべきだというふうに思われたのか、お聞かせください。

○市長

地元の学校を卒業した子供たちが1人も就職をしていないという表現をしたつもりはございません。ゼロだとは私自身も思っておりません。ただ、そういう方々からお声をいただいたことにおきましては、地元への就職、それが定着していないというか、自分自身の企業のことも含めてではあったかとは思いますが、地元の企業の方々がなかなか来ていただけないというようなお声であったというふうに認識をしております。

その中で、子供たち自身が、このまちにおける企業の、どのような企業、会社があるのかということが知られていないのではないかというふうに私自身は思っていますので、キャリア教育導入に当たってその要請をするとともに、地元の企業とのかかわりを深くしていただきたいということについては、辻立ちからいただいた意見ですということではありますけれども、私自身がその話を受けて、教育委員会等にはお伝えさせていただいているところでございます。

（「ちょっと、したらおかしくなるじゃないですか。辻立ちで受けて、自分が何を反映させたかって。ただ言ってるだけじゃないですかそれなら」と呼ぶ者あり）

（「雇用促進協会の話を丸投げしただけ」と呼ぶ者あり）

（「政策にどう反映したのかって言っているのに、これだとやってることをただ言っているだけじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長にお尋ねしますけれども、安斎委員は、辻立ちの中でそれぞれ市長が意見を聞いて具現化したことについてということで、今御答弁があったトイレの洋式化と、それからキャリア教育ということで、私もそのとおりに受けたのですが……

（「いや、そのとおりです」と呼ぶ者あり）

違うのですか。

（「委員長から質問ということでいいんですか」と呼ぶ者あり）

いや、確認です。そういうふうに私は聞こえたのですけれども。

○市長

ですから、今の御指摘については改めてお伝えしますが、街頭等においてもそのような御意見やお話があったということでございます。私が教育委員会等にお伝えするときに、それは辻立ちにおいて受けた意見ですということをお伝えして、その意見を伝えたわけではないということであって、そのことを踏まえてお伝えをしているというところでございます。

○安齋委員

では、伺いますが、西陵中学校では随分前からずっとキャリア教育を実施してきています。その事実があるのですけれども、それで何が不満で、市長の辻立ちでいただいた意見をどういうふうに教育委員会に伝えて、何が、制度が変わったということになるのでしょうか、お聞かせください。

（「伝えてないのに伝えてもらってますって……」と呼ぶ者あり）

○（教育）学校教育支援室長

これまででも、今委員がおっしゃられたとおり西陵中学校ではキャリア教育は実践されてございます。このたび私たちが一つ予算をつけて進めているキャリア教育推進事業というのは、例えば子供たちが市内の事業所に伺ったときの交通費だとか、それから保険代とか、そういうものをその事業の一つとして予算化をしたということが特徴になってございます。

○安齋委員

いじめるわけではないですが、それは市長から言われて、交通費などの予算化に移ったということで確認してよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室長

キャリア教育を進めたいと、それから、小樽の子供たちが市内の企業を知ったり、そういう体験をさせたいということは市長からお話はございました。それで私たちとしては、こういう事業ができるのではないかという企画を立てまして、予算化したものでございます。

○安齋委員

市長に伺います。その辻立ちで受けた声をキャリア教育支援で反映させて、交通費の予算化をしたということですが、これは市長にとって、辻立ちで受けた声を反映させた十分な政策であるというふうに考えているのか、教育委員会に言ったけれども、予算化は交通費の支給ぐらいしかできなかったという感覚なのか、お聞かせください。

○市長

例えばどのような制度においても、または過去からいろいろな制度もあるかというふうに思います。その中で、今まであった制度をただそのまま続けていくということだけではなくて、前例踏襲ではなく、どのように改善を図っていくのか、またその同じ制度の中でもどのように変えていくのかという意味合いにおいては、私自身も教育委員会とキャリア教育のことで予算ヒアリング等を含めてお話ししておりますけれども、そのような形で反映できているということにおきましては、一歩前進しているというふうに認識をしているところでございます。

○安齋委員

このほかにはもう思いつかないですか。

○市長

大変恐縮ですけれども、先ほど来から答弁させていただいているように、書面として残念ながら残していないところでございます。今の質問に対して、記憶をさかのぼりながらお話ししているような状況でございますので、不明確であったりとか、または整合性が合わない答弁になりかねないということもありますので、具体的なお話はできませんけれども、市民の皆様から多様なお声はいただいているというところでございます。

○安齋委員

今、多様とおっしゃいましたので、では、今後委員会が終わってからでもいいので、その多様な意見を思い出せる限り集めて、そしてその声はどのようなものであったか、そしてどの政策に反映させたのか、書面で提出をしてください。いかがですか。

○市長

できる限り拾える範囲でということにはなるかというふうに思いますけれども、実際に市民の皆様から聞いた声

において、私から各原部等に投げかけたことで、思い返せる範囲の中で、出せる分においては少し考えてみたいというふうに思います。

○安齋委員

次に、政務と公務の区分の中で、いつも事例に、当時の大阪市の橋下市長の部分を事例に出しますが、当時の橋下市長は、確認団体といって、一定要件の確認があって政党交付金をもらっている政党の代表代行でありました。この市長が政党公務だと言ってやっている区分の分け方と、なぜ無所属で一般の政治団体しかない市長が区別をされるのか、この根拠というか、何をもって橋下市長の事例を持ち出しになっているのかをお聞かせください。

○市長

市長公務という枠組みの中で、先ほどお話があった行政の取り組みと政治活動に近い範囲のこととかを対外的にお示しされている資料等がなかなか、私たちが調べた中では見出せていなく、その中で、大阪市における事例というのが非常にわかりやすいということから、お示しをさせていただいたところでございますので、今お話をされた、その橋下市長における政治団体としての取り組み等とかを、私が無所属で立場が違うということをもってこちらの資料を出したというところではございません。

○安齋委員

たまたま大阪市の事例が都合がよかったというふうに解釈をさせていただきます。

それで、この件で最後に伺いたいのですが、この公務中に警察に注意されたということで、私は本会議で質問させていただきましたが、私の質問の仕方が悪かったのか、のぼりとかについてを注意されたというような文面で質問していたかと思われてしまったのですけれども、私が通報の部分の確認をさせていただいたところ、のぼり云々は警察は注意していないと。ただ、のぼりを立てて、しかも交差点のど真ん中で横断歩道のところにいて邪魔だったと。交通の妨げになるからどけてくれというふうな話を聞いたのですけれども、4月22日に、辻立ち公務中に警察から注意、指導、現状確認に来られたときには、何というふうに言われていたのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○市長

恐縮ですが、その確認の情報がどのような情報なのかわかりませんが、横断歩道のど真ん中にいてですか。

そんなことはしておりませんので……

（「交差点の角」と呼ぶ者あり）

もちろん歩道の上で行わせていただいているところでございます。以前にもお話ししたかもしれませんが、何かしらの通報等が交番に連絡が入って、現状確認として来られたというふうに認識をしているところでございます。

○安齋委員

いずれにしても市長公務ということですから、できればそういう通報がないような形の活動にさせていただきたいと思いますが、市長公務というのであれば、ダメテンでやるのではなくて、我々にもしっかり公表して、どんな意見を吸い取って、どういうふうに行ったかということをお伝えすればいいだけの話だと思います。

あとはのぼり旗が問題であったり、政治活動として森井秀明の名前を持っていること自体がおかしいので、とある都市では、市長や教育長が街頭に立って広報をまいて、市政の広報をしっかり街頭でやっているという事例があります。しっかり公務として位置づけて、市役所が組織立ってやっているところもあるのですよ。市長が勝手に名前だけ出して、政治または選挙活動に見られるような、自分だけの利益がいいようにとられるような活動はすべきではないと思います。

今の事例を含めた私の指摘に対して、市長から最後に意見をいただきたいと思います。

○市長

先ほど斎藤委員からの御質問に対しては、恐縮ですが、半分想像で答弁をいたしましたので、そのような事例があったということは私は少し知らなかったところでありますけれども……

（「想像で言われてますよ。想像で答弁って」と呼ぶ者あり）

先ほども答弁の中でもそのようにお話ししましたが、安斎委員がそのような事例があるということでお示しをされ、そのような対応方法もあるのだなということも改めて感じたところでありますので、市政の報告、今、広報おたるであったりとかホームページ、その他例えば町会の方々にお力添えをいただいて情報提供したりとか、いろいろな広報の方法、あり方があるとは思いますが、そういう手法がそういう事例としてあるとするならば、市民の皆様伝える手法としてより効果的な方法だというふうに市役所として見込まれるとするならば、一つの手だてとしてあり得るのかというふうな印象は持っているところでございます。

ただ、私自身が行っているのは、今までもお話しさせていただいているように、政治活動に近い範囲の中で、今の事例とは少し違う形なのかなというふうに思っておりますが、その中におきましても、市政においても皆様にお伝えするよう努力をしておりますし、また、先ほど来からお話しさせていただいているように、市民の皆様から生の反応、生の声を聞くという意味合いにおいて取り組んでおりますので、現状においてそれを事前にお知らせをし、日を皆様に公表した上で行おうという考え方は現状では持っておりません。

ただ、きょう安斎委員から御質問の中で、それをどのように市政に反映しているのかということにおきましては、恐縮ですが、少し記憶をさかのぼりながらということでもありますけれども、何か反映できたことがあるということであればお示しをする、そのような努力もしていきたいなというふうに思っております。

○安斎委員

◎市長公約について

次に、本会議で石田議員が森井市長の政策についてということで、政策として実現した部分について質問をして、市長が答弁をされておりました。その中で総務常任委員会所管にかかわっての部分伺いますが、まずその前に、市長の政策が実現したという、その「実現した」の定義をお聞かせいただきたいのですけれども、お答えいただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

「実現した」の定義でございますけれども、予算化したでありますとか、何らかの形になったですとか、そういったものをもって実現したというふうに整理してございます。

○安斎委員

過去から事例に取り組んでいるのに、それを拡充推進したことも実現したというふうに入れているという理解でよろしいですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

そのとおりでございます。

○安斎委員

それでは、市長に一言申し上げますが、前体制や後援会のことをあれだけ批判しているのに、前体制で取り組んだことを改めて推進や継続していることを、自分の実現した部分だというふうに声を大にして言うのではなく、そこは謙虚になって、昔から取り組んでいたけれども、これも私の公約として実行、実現させていただいていますというような謙虚な姿勢になれないのかと私は甚だ疑問に感じています。市長が声を大にして実現だということよりは、前からやっていたことも、私の中でも政策が合っているのやらせていただきましたというふうに言うべきが真摯な対応、そして小樽市のトップである市長の姿勢ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○市長

もちろん、選挙でありますので、前市政に対しての選挙に伴う批判等も含めて訴えさせていただいたのは、おっしゃるように事実でございます。しかしながら、そんな中で、もちろん前任者が行ってきた市政において持続をしていくということにおいても新しい市長においての責務であり、仕事であろうというふうに思っているところでございます。

そのような中で、このたび石田議員から質問のあったものにおいては、あくまでこの３年間で実現できたことをお話しくださいと、非常に質問の内容としては単純な形でお聞きになられているというふうに認識をしております。

（「市長派なのに単純な質問だって言ってるんだ」と呼ぶ者あり）

ですので、今お話しさせていただいたように、その実現の基準ということで、今、企画政策室の担当からも答弁させていただきましたけれども、それに基づき答弁をさせていただいたというふうに思っておりますので、今、謙虚な気持ちでというお話がありましたが、私自身はこのような質問だからこのように答弁いたしましたけれども、制度そのものにおいては前任者がつくられたということは私自身も承知をしているところでございます。

ですから、その中でその制度を持続、続けていくということにおいて、私自身は実現できたというふうに思っておりますので、そのことをお話しさせていただいた。特に財政が厳しい中で予算化できたということ、それにおいても非常に重要なことだというふうに思っておりますから、実現できた範疇の中の一つであるということで答弁をさせていただいたというところでございます。

○安斎委員

後ろで石田議員が聞いているのに、単純な質問だと言われてかわいそうですね。質問が悪いみたいですよ。

それでは最後に、実現したということよりも、実現してその結果どういう効果があって、どういうふうに市としてよかったのかということのを重要視していくべきだというふうに考えております。実現して、だから何ということではないと思っております。その中で、石田議員に対する答弁で、この３年間で実現できたことをお話しくださいという中で、この所管でいうと、移住・起業希望者の小樽体験ツアー実施、移住促進の取り組みを拡充、人材育成のため総務省自治行政局、国土交通省北海道運輸局、北海道銀行への職員派遣、小樽市人材育成基本方針の改定などを行ったということを答弁でおっしゃられていますけれども、ではこれをやった結果、何がどうよくなって、どのような効果があったのか、市長のお考えをお聞かせください。先ほどの佐々木委員への答弁で、定量的な部分も必要だということをおっしゃっていたので、明確な答弁を求めます。

○（総務）企画政策室木島主幹

移住の観点でお話をさせていただければと思います。この中で、本会議において、プロモーション映像制作、移住・起業希望者の小樽体験ツアーの実施ということで、体験ツアーにおきましては、参加人数が７人ないし４人ですとかそういった人数で、実際にまだ移住に結びついた方はいらっしゃいませんが、以前も体験ツアーというのはやっていたのですけれども、あくまでも体験していただくということは起業のところについてはやっていませんでしたので、参加された方からは、実際の事務所ですとかそういったところが見えた、あとは実際に起業されている方とのお話ができたということで、申しわけありません、定量というところでは少し難しいところがあるのですが、そういった声をいただいているところでございます。

それとプロモーション映像なのですけれども、こちらもつくらせていただいて、実際ユーチューブにアップさせていただいております。おかげさまで、１分版と３分版と完全版と３種類あるのですが、完全版は２万回以上の再生をいただいております、昨年の秋に見たときには１万６,０００回とかそのぐらいでしたので、それから８カ月ぐらいで４,０００回程度再生回数がふえているということで、こちらでも直接移住という観点では、これを見たから何名の方が小樽市に引っ越していただいたという効果をはかることは少し難しいのですけれども、定量というところで御質問がございましたので、こちらを御紹介させていただいたところでございます。

○（総務）職員課長

職員の派遣につきましては、職員が市役所と違う組織で、今回、北海道銀行という民間もあるのですが、そういった中で、まず職員の資質、能力の向上という部分で多様な経験をするということと、職員が派遣期間 1 年または 2 年という形になっているのですけれども、市役所に戻ってきたときに、その経験を組織としてどのように生かしていくかという部分があるのですが、そういった中で足のかりといいですか、資質、能力の向上と、あとは組織力の向上という部分の足のかりとしての実績という形で述べているところでございます。

○安斎委員

起業の部分をやって、声を聞いてよかったということですが、やはりやるからには起業に結びつかないといけないですし、移住に結びつかないといけないと思うのです。これに結びつかない以上は、どういうふう to 実現させるかというのをスクラップ・アンド・ビルドでやっていかないといけないのですけれども、これをいかにも実現してできましたみたいなことを言うのはいかがかなと思っています。

プロモーションビデオについても、再生回数は確かに伸びていますけれども、再生回数が伸びたから、では何なのだというところになりますから、この点についても今後再生からどう移住者や起業者が行動に移したかという部分の分析をお願いしたいです。

職員の資質の部分について、足のかりというところですが、派遣すれば足のかりはできるのですが、足のかりをして、では今の状況はどうで、今後もっとどうしていくかということを考えながら、派遣や、どこに行かせたらいいとか、どういうふう to 活用させるということを考えていくべきかなというふう to 思っております。これは意見として受けとめていただいて、できるところから改善していただければなというふう to 思っております。

○委員長

安斎哲也委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 50 分

再開 午後 6 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○佐々木委員

まず、議案第 4 号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案、いわゆる市長の給与減額条例案について、否決の態度で討論をいたします。

私たちの会派は、予算特別委員会でも、高島漁港区における観光船事業者に対する許可の取り消しについて、市長に責任のとり方についてただしました。結果、森井市長は、前回提出時と何ら変わりなく、詳しい説明を避け続けるばかりです。今後予想される観光船事業者との損害賠償の件、それは当然、市長個人が全額個人で補填すべきことであること、これらについてみずからの考えを明らかにし、今後の責任のとり方を示すことは相変わらず表明されないままです。そのような状況のもとで、本条例案は、この問題の表層的な部分だけを捉えて幕引きを図る意図は明らかです。よって今回も当然否決とせざるを得ません。

続いて、陳情第 24 号中村善策美術館（仮称）の設立方について、不採択の立場で討論します。

本陳情はこれで 3 回目となります。今回の御主張は、新たに建造するのではなく、本市歴史的建造物を活用すること、中村善策画伯の作品を一堂に展示できるスペースを持つこととの御提案です。これまで美術館の学芸員の皆

さん等に伺ったところによると、歴史的建造物再活用には、美術館として諸条件を満たすためには改修工事やその後の維持管理に費用を要すること、作品を一堂に展示することは、作品の保管、収蔵、劣化防止に問題があり、適時展示がえをすること等が必要であるため、そのためには作品数も不足していることが示されました。前回は申しましたが、中村善策画伯の画業が特に風景画の分野で比類ない高みに達しているということは、私たちも十分思っているところで、異論のないところであります。しかし、現段階では、市立小樽美術館において作品保管、展示を行い、将来に美術館建設という陳情者や小樽市民の夢を託したい、その思いで残念ながら今回も不採択といたします。

以上、皆さんの御賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第 4 号、第 11 号は可決、報告第 4 号は不承認、陳情第 24 号は継続審査を主張し、討論を行います。

議案第 4 号です。市長減給条例です。市長がこのまま何の罰も受けない状態はふさわしくありません。

報告第 4 号です。そもそも日本共産党は、人事評価の導入について、地方公務員の役割を大きく変質させるものになりかねないことから反対しております。また、今回の専決処分に至った原因は森井市長です。職員団体との協議がまとまっていないにもかかわらず、もう少し頑張りなさいとして、結果として時間切れとなったものです。専決処分は二元代表制を踏まえた適正な運用が行われるべきです。

陳情第 24 号です。趣旨については理解できますが、議論が必要なことでもあり、継続審査を主張します。

議案第 11 号です。非核平和都市宣言を実効あるものとし、核兵器搭載可能艦艇の入港をさせない取り組みをするべきです。

以上を申し上げて、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第 4 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第 24 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第 24 号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第11号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、報告第4号について採決いたします。

承認と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、報告は承認と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。